

12. 事後調査

12.1. 地形・地質

12.1.1. 事後調査を行うこととした理由

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に位置している一部の水道水源地及びその地点の上流や下流の広範囲に渡る地下水脈については、工事の実施中における環境保全措置の内容をより詳細なものにするために、工事実施段階の事前に調査を実施し、影響の詳細な検討を行います。検討の結果、影響が生じるおそれが予測された場合は、必要な措置を講じることとしています。また、環境保全措置の効果に不確実性を伴うことから、その効果を把握するために工事中及び工事完了後の調査を実施します。

12.1.2. 事後調査の項目及び手法

事後調査の概要は、表 12-1 に示すとおりです。

なお、調査方法の詳細については、関係機関と協議し決定します。

表 12-1 事後調査の内容

調査項目	調査内容	実施主体
地下水位、地下水質	<ul style="list-style-type: none">調査時期 工事前、工事期間中、工事完了後調査地域 影響のおそれがあると予測される地域調査方法 現地調査（地下水位、地下水質の観測）による確認	事業者

12.1.3. 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

当該対象事業に起因した、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。

12.1.4. 事後調査の結果の公表の方法

事後調査結果の公表等については、原則として事業者が行うものとしますが、公表時期・方法等については、関係機関と連携しつつ適切に実施するものとします。

12.2. 動物

12.2.1. 事後調査を行うこととした理由

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲で繁殖を行う可能性があるオオタカについては、工事の実施中及び供用開始後における環境保全措置の内容をより詳細なものにするために、工事実施段階の事前に調査を実施し、都市計画対象道路付近で営巣が確認された場合には、専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な措置を講じることとします。また、環境保全措置の効果に不確実性が伴うことから、その効果を把握するために工事中及び供用後の調査を実施します。

アツブタガイ、ウメムラシタラガイについては、個体の移設により、保全対象種の定着、繁殖の可能性に不確実性が伴うことから、事後調査を実施します。

なお、事後調査にあたっては、専門家の指導及び助言を得ながら実施します。

12.2.2. 事後調査の項目及び手法

事後調査の概要は、表 12-2 に示すとおりです。

表 12-2 事後調査の内容

調査項目	調査内容	実施主体
オオタカに係る繁殖状況	<ul style="list-style-type: none">調査時期 工事前から工事期間中における4～8月の各月1回 供用後概ね3年間（2営巣期）調査地域 営巣地周辺調査方法 現地調査（定点、林内踏査）による確認	事業者
移設後の保全対象（アツブタガイ、ウメムラシタラガイ）の生息状況	<ul style="list-style-type: none">調査時期 移植実施後3年間（確認適期に年1回）調査地域 移設箇所調査方法 現地調査（任意観察）による確認	事業者

12.2.3. 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

当該対象事業に起因した、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。

12.2.4. 事後調査の結果の公表の方法

事後調査結果の公表等については、原則として事業者が行うものとしませんが、公表時期・方法等については、関係機関と連携しつつ適切に実施するものとしします。

12.3. 植物

12.3.1. 事後調査を行うこととした理由

ヒメミズワラビ^注、シソクサ、ホシクサについて、事業の実施により影響を回避又は低減することが困難な場合、移植を実施します。移植を実施した場合、移植箇所における活着の程度に不確実性が伴うと考えられます。

以上のことから、事後調査を実施します。また、移植先での活着の程度に不確実性が伴うことから、移植対象である個体の一部を試験的に移植し、移植地としての適性を判断した上で本移植を実施します。

なお、事後調査にあたっては、専門家の指導及び助言を得ながら実施します。

注)重要な種の選定根拠資料の「改訂・近畿地方の保護上重要な植物 レッドデータブック近畿 2001」におけるミズワラビは、現在の分類でのヒメミズワラビであるとしてしました。

12.3.2. 事後調査の項目及び手法

事後調査の概要は、表 12-3 に示すとおりです。

表 12-3 事後調査の内容

調査項目	調査内容	実施主体
移植後の保全対象 (ヒメミズワラビ ^注 、 シソクサ、ホシクサ) の状況	<ul style="list-style-type: none">調査時期 移植実施後 3 年間 (確認適期に年 1 回)調査地域 移植箇所調査方法 現地調査 (任意観察) による確認	事業者

注)重要な種の選定根拠資料の「改訂・近畿地方の保護上重要な植物 レッドデータブック近畿 2001」におけるミズワラビは、現在の分類でのヒメミズワラビであるとしてしました。

12.3.3. 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

事後調査の結果、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて追加調査等を行い、適切な措置を講じます。

12.3.4. 事後調査の結果の公表の方法

事後調査結果の公表等については、原則として事業者が行うものとしませんが、公表時期・方法等については、関係機関と連携しつつ適切に実施するものとしします。

12.4. 生態系

12.4.1. 事後調査を行うこととした理由

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲で繁殖を行う可能性があるオオタカについては、工事実施段階の事前に調査を実施し、都市計画対象道路付近で営巣が確認された場合には、専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な環境保全措置を講じることとします。その場合、繁殖の有無に効果の不確実性が伴うこと、工事の実施中及び供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があることから、事後調査を実施します。

ホンドアカネズミ、ホンドキツネ、イタチ類については、移動経路の確保にあたり、ボックスカルバート等の適切な配置に不確実性を伴うことから、事後調査を実施します。

なお、事後調査にあたっては、専門家の指導及び助言を得ながら実施します。

12.4.2. 事後調査の項目及び手法

事後調査の概要は、表 12-4 に示すとおりです。

表 12-4 事後調査の内容

調査項目	調査内容	実施主体
オオタカに係る繁殖状況	<ul style="list-style-type: none">調査時期 工事前～工事期間中における4～8月の各月1回供用後概ね3年間（2営巣期）調査地域営巣地周辺調査方法 現地調査（定点、林内踏査）による確認	事業者
供用後の保全対象（ホンドアカネズミ、ホンドキツネ、イタチ類）の生息状況	<ul style="list-style-type: none">調査時期 供用後概ね3年間調査地域 工事前の調査と同一範囲調査方法 現地調査（踏査、無人撮影等）による確認	事業者

12.4.3. 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

当該対象事業に起因した事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。

12.4.4. 事後調査の結果の公表の方法

事後調査結果の公表等については、原則として事業者が行うものとしませんが、公表時期・方法等については、関係機関と連携しつつ適切に実施するものとします。

13. 環境影響の予測・評価、環境保全措置及び事後調査についての専門家等による技術的助言

環境影響の予測・評価、環境保全措置及び事後調査について、必要に応じて専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する方々に技術的助言を受けました。

13.1. 準備書検討段階における専門家等による技術的助言

準備書案についての専門家等による技術的助言の内容は、表 13-1に示すとおりです。

表 13-1(1) 準備書検討段階における専門家等の技術的助言の内容と対応

環境要素の区分	専門分野	所属・経歴	技術的助言の内容	準備書における対応
大気質	大気質	大学教授	・ 環境影響評価の予測、評価、環境保全措置、事後調査について問題ない。	—
騒音、振動、低周波音	騒音、振動	大学准教授	・ 環境影響評価の予測、評価、環境保全措置、事後調査について問題ない。	—
水質	水質	大学教授	・ 環境影響評価の予測、評価、環境保全措置、事後調査について問題ない。	—
地形及び地質	地形及び地質	博物館職員	・ 環境影響評価の予測、評価、環境保全措置、事後調査について問題ない。	—
動物、生態系	哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類	元博物館館長	・ 「ニホントカゲ」は近年「ニホントカゲ」、「ヒガシニホントカゲ」に種が分かれた。形態での同定が困難であり、DNA 解析が必要ではあるが、「ニホントカゲ」の分布の境界は伊賀地域付近である。伊勢湾側から熊野地域は「ヒガシニホントカゲ」が分布するとされ、同所的に生息する可能性がある。文献等を確認すること。	・ 「11.8 動物」において、注釈として「※ニホントカゲは、近年ヒガシニホントカゲとニホントカゲに種が分かれたが、確認された個体はどちらか不明である。また、当該地域はどちらも分布する可能性がある」と記載しました。
動物	鳥類	元レッドデータブック改訂委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近では 2012 年に日本鳥学会の鳥類目録が改訂されている。環境省 RL、三重県 RDB などにはこれに準拠しているため、これに準拠することが望ましい。 ・ オオタカは代替巣に移動しやすい種であるため、環境保全措置として能褒野王塚古墳周辺の林内に代替巣を設置してはどうか。宮内庁の管轄なので今後も改変の心配がない場所であり、現在の営巣地付近では良好な環境である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物の種名及び分類順は、基本的には最新版の水国リストに準拠するものとしています。現在用いている H30 年度版の水国リストでは、2012 年に改訂された鳥類目録が概ね反映されています。 ・ 事後調査や施工時期等の検討を踏まえても繁殖への影響の回避・低減が困難と判断される場合に、専門家の意見を踏まえながら代替巣の設置を検討したいと考えています。

表 13-1 (2) 準備書検討段階における専門家等の技術的助言の内容と対応

環境要素の区分	専門分野	所属・経歴	技術的助言の内容	準備書における対応
動物	魚類	大学教授	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予測対象地域の考え方が、少なくとも動物生態系、あるいは水系、水生生物を考えた場合は、本地域では北部の扇状地から鈴鹿川までが極めて重要な自然環境であると考え。谷間や伏流、湧水など、地形に合わせた検討はできないのか。水系ネットワークを表現できないと水系の分断化にもつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水沢扇状地の湧水の状況については、影響を少なくするため盛土構造とし、掘割をしないという計画としています。その結果、湧水への影響が回避できると考えています。事業実施時に排水計画を検討する際には、全体的な水源調査をした上で、生物への影響も低減できるような排水計画の検討を考えています。
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 他事例でも作業員の教育・周知が徹底されていないなどがあるため、そのようなことがないように、他事例を参考にしながらより適切に掲示、指導を徹底してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な保全方針として、「保全対象植物の生育地近傍で工事を実施する場合、必要に応じて立ち入り防止柵の設置や従業員への教育を行うなどの配慮を行います。」と記載しました。また、工事中の留意点として申し送り事項とします。
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来種の表記について、現在は「要注意外来生物」と記載しているが、適した表記を再考すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生態系被害防止外来種」に修正しました。
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 水生生物に関しては土砂流出が非常に大きな脅威となる。準備書には記載されているが、実際の工事においてもそのあたりの対応をしっかりとっていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な保全方針として、「河川域内で工事を実施する場合には、河川域に生息する動物への影響を低減するために瀬替えや仮締切を行うなど、工事箇所からの濁水及び土砂の流出に配慮します。」と記載しました。また、工事中の留意点として申し送り事項とします。
	昆虫類	元レッドデータブック改訂委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価の予測、評価、環境保全措置、事後調査について問題ない。 	—
植物	植物	元レッドデータブック改訂委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価の予測、評価、環境保全措置、事後調査について問題ない。 	—

13.2. 評価書検討段階における専門家等による技術的助言

評価書案についての専門家等による技術的助言の内容は、表 13-2に示すとおりです。

表 13-2(1) 評価書検討段階における専門家等の技術的助言の内容と対応

環境要素の区分	専門分野	所属・経歴	技術的助言の内容	評価書における対応
大気質	大気質	大学教授	・ 環境影響評価の予測、評価、環境保全措置、事後調査について問題ない。	—
騒音、振動、低周波音	騒音、振動	大学准教授	・ 環境影響評価の予測、評価、環境保全措置、事後調査について問題ない。	—
水質	水質	大学教授	・ 環境影響評価の予測、評価、環境保全措置、事後調査について問題ない。	—
地形及び地質	地形及び地質	博物館職員	・ 環境影響評価の予測、評価、環境保全措置、事後調査について問題ない。	—
動物、生態系	哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類	元博物館館長	・ 「図 11. 10-2 台地・丘陵地の生態系における食物連鎖の模式図」及び「図 11. 10-3 低地の生態系における食物連鎖の模式図」の食物連鎖の関係性を精査すること。	・ 食物連鎖の関係を精査し、修正しました。
			・ 生態系に関し、移動経路の確保の観点より供用後の事後調査を予定しているが、ボックスカルバートに側溝が併設される場合は、調査対象にニホンイシガメやトノサマガエルなども加える必要がある。	・ 事後調査を実施する際には、保全対象とした種以外の利用種についても確認をするよう努めます。なお、移動経路確保のための環境保全措置は、ホンダアカネズミ等の道路上への侵入に伴うロードキル等による影響が生じる可能性がある種を対象としています。ニホンイシガメ、トノサマガエルについては本事業による影響は小さいと評価しており、環境保全措置及び事後調査の対象には位置付けていません。
動物	鳥類	元レッドデータブック改訂委員	・ 代替巣への誘致については、工事開始時期よりも少なくとも 4～5 年前から取り組むべきである。業者選定にあたっては保全対策の実績を考慮してほしい。	・ 工事前の調査において繁殖が確認された場合は専門家の意見を踏まえ、適切な措置を講じる予定です。調査の実施時期については、専門家の指導・助言を踏まえて決定します。
			・ 道路完工までまだまだ年数があり、新規希少種が今後確認される可能性も十分に考えられるため、配慮をお願いしたい。	・ 工事前に実施予定のオオタカや植物の調査時に重要種が確認された場合は、必要に応じ、適切な措置を講じます。

表 13-2 (2) 評価書検討段階における専門家等の技術的助言の内容と対応

環境要素 の区分	専門分野	所属・経歴	技術的助言の内容	評価書における対応
植物	植物	元レッドブック データ改訂 委員	<ul style="list-style-type: none"> ヒメミズワラビ、シソクサ、ホシクサの3種についての主な保全措置は移植であるがいずれも一年生草本であることを念頭に移植の時期、移植先、必要に応じて種子（胞子を含む）撒布も考え、作業の工程表を事前に作成しておく必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 評価書確定後、環境保全措置の具体化に向けた検討を行います。その際、移植の時期、移植先、移植方法等について、専門家の意見を踏まえて作業工程を作成します。
			<ul style="list-style-type: none"> 確認された重要種のうち、次の種については、工事着手前に再度、工事ヤード内で生育確認が必要である。特に一年生・越年生草本は生育場所が変化することが十分考えられる。 ヒメミズワラビ、シソクサ、ホシクサ、ヤナギイノコズチ、シバハギ、ミズマツバ、コバノカモメヅル、ミズネコノオ、ヒメコヌカグサ、スズメハコベ、オグルマ、カワヂシャ 	<ul style="list-style-type: none"> 評価書確定後、移植時には保全対象種3種の確認調査を実施することとなりますが、この際、ご指摘の9種の生育の有無に留意します。これらの種が確認された場合は、必要に応じて適切な措置を講じます。
			<ul style="list-style-type: none"> 工事関係者には、上記の植物が一目でわかるスケッチまたはカラー写真でまとめたパンフレットを事前に配布し、周知徹底を図っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象種の写真、花期や特徴をまとめたパンフレットを作成し配布することなどにより、留意すべき植物を工事関係者に周知します。
			<ul style="list-style-type: none"> 道路法面に植樹を行う際は、大気汚染に弱い樹種を加えていただきたい。また、植栽樹にコケ・地衣類が着生している場合は、そのまま植栽していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では法面への植樹は予定していません。本事業における大気質の予測結果によれば影響は小さいと考えていますが、今後の道路事業において大気質への影響が想定される場合のモニタリング手法として参考にさせていただきます。
			<ul style="list-style-type: none"> 道路法面への種子吹付を行う場合は、特定外来生物の他、メリケンキンソウ、トゲジシャなどの外来種が吹付種子に混入しないよう留意配慮していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定外来生物（植物）等の種子の混入がないよう、種子の選定時に留意します。また、他の工事において使用した吹付種子が混入しないよう、吹付用機器の洗浄等も必要に応じ行います。

14. 環境影響の総合的な評価

都市計画対象道路事業について、影響要因である「工事の実施」と「土地又は工作物の存在及び供用」を対象に、環境要素 14 項目(大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、歴史的文化的な遺産、廃棄物等)を選定し、予測及び評価を行いました。個々の項目における環境影響評価の結果の概要は、表 14-1に示すとおりです。

大気質については、建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「工事用車両」という。）の運行の環境要因に対し、粉じん等について、一部の予測地点で維持されることが望ましい水準が満たされないと予測されます。しかし、環境保全措置として、建設機械の稼働に対しては「工事中の散水」、「作業者に対する建設機械の取り扱いの指導」、「建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働」及び「工事施工ヤードへの仮囲いの設置」、工事用車両の運行に対しては「タイヤ等の洗浄」、「工事用車両の運行の分散」及び「作業者に対する工事用車両の運行の指導」を実施することから、大気質に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

騒音については、建設機械の稼働、工事用車両の運行、自動車の走行のいずれの環境要因に対しても、一部の予測地点で維持されることが望ましい水準が満たされないと予測されます。しかし、環境保全措置として、建設機械の稼働に対しては「防音パネル・シートの設置」、「作業者に対する建設機械の取り扱いの指導」及び「建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働」、工事用車両の運行に対しては「工事用車両の運行の分散」及び「作業者に対する工事用車両の運行の指導」、自動車の走行に対しては「遮音壁の設置」を実施することから、騒音に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

振動については、建設機械の稼働、工事用車両の運行、自動車の走行のいずれの環境要因に対しても、全ての予測地点において維持されることが望ましい水準が満たされていると予測されます。また、環境保全措置として建設機械の稼働に対しては「作業者に対する建設機械の取り扱いの指導」及び「建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働」、工事用車両の運行に対しては「工事用車両の運行の分散」及び「作業者に対する工事用車両の運行の指導」、自動車の走行に対しては「高架のジョイント削減」を可能な限り実施することから、振動に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできるかぎり回避又は低減されていると評価します。

低周波音については、全ての予測地点において維持されることが望ましい水準が満たされていると予測されます。また、環境保全措置として「高架のジョイント削減」を可能な限り実施することから、低周波音に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

水質については、盛土の仮置き抑制、土工部の速やかな転圧、法面等の早期の緑化やシート張り等による裸地化の抑制等を行うことから、環境影響の程度は極めて小さいと予測されます。よって、水質に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

地形及び地質については、都市計画対象道路事業実施区域が一部の重要な地形の分布域と重なりますが、改変面積は重要な地形全体と比較するとわずかであることから、改変の程度は極めて小さいと予測されます。ただし、地下水を利用している一部の水道水源地は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に位置しているため、工事の実施及び道路の存在による影響が生じる可能性があります。環境保全措置として、地下水の流動調査等による影響

の詳細な検討を行い、影響が想定される場合には、必要な措置を講じます。よって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。地下水を利用している水道水源の地下水脈への影響が想定される場合に実施する措置については、不確実性を伴うことから事後調査を実施します。

日照阻害については、予測地点において維持されることが望ましい水準が満たされていると予測されます。よって、日照阻害に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

動物については、建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路の存在の環境要因に対し、一部の重要な種について、生息環境の縮小、環境変化による繁殖阻害、移動阻害等の影響を受けて、生息環境が保全されない可能性があるとして予測されます。環境保全措置として、「オオタカの繁殖状況調査」、「施工時期の検討」、「重要な動物種の移設」を実施することで、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

植物については、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路の存在の環境要因に対し、一部の重要な種については生育地の一部が改変され、生育環境は保全されない可能性があるとして予測されます。しかし、環境保全措置として、「重要な植物種の移植」を実施することで、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

生態系については、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路の存在の環境要因に対し、一部の注目種・群集についてその生息・生育環境が保全されない可能性があるとして予測されます。しかし、環境保全措置として、「オオタカの繁殖状況調査」、「施工時期の検討」、「照明器具の改良」、「移動経路の確保」を実施することで、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

なお、動物、植物、生態系については、環境保全措置の効果に不確実性を伴う種については事後調査を実施し、当該都市計画対象道路事業に起因した、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。

景観については、道路の存在により景観資源の水沢扇状地及び鈴鹿川は一部に改変が生じ、鈴鹿川河川緑地及び能褒野橋からの眺望景観は変化が生じると予測されます。その他の主要な眺望点及び主要な眺望環境は大きな変化は生じないと予測されます。しかし、一般的な環境保全の方針として「法面等の緑化」及び「鈴鹿市及び亀山市で策定されている景観条例等に配慮」、環境保全措置として「橋梁及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」及び「法面の緑化」を実施することで、景観に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

人と自然との触れ合いの活動の場については、道路の存在により鈴鹿川河川緑地の快適性に変化が生じると予測されますが、一般的な環境保全の方針として「法面等の緑化」及び「人と自然との触れ合いの活動の場やその活動の保全」、環境保全措置として「橋梁及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」を実施するため、改変の程度は極めて小さいと予測されます。また、道路の存在により主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源は改変されず、利用性及び鈴鹿川サイクリングロードの快適性はほとんど変化しないと予測されます。よって、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

歴史的文化的な遺産については、都市計画対象道路事業実施区域が能褒野王塚古墳と重な

りますが、一般的な環境保全の方針として、都市計画対象道路の平面計画は古墳を避けた計画としており、史跡、名勝等は都市計画対象道路事業実施区域から離れているため、工事の実施及び道路の存在による環境影響は受けないと予測されます。ただし、7箇所埋蔵文化財包蔵地の分布範囲については、それぞれの一部が都市計画対象道路の平面計画（改変区域）に含まれます。埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、文化財保護法の規定に基づき対処することとしていますが、工事の実施による影響が生じる可能性があります。しかし、必要に応じて環境保全措置として、発掘調査による影響の詳細な検討を行い、影響が想定される場合には適切な措置を講じることで、歴史的文化的な遺産に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。

廃棄物等については、事業の実施に伴う建設発生土の全てを都市計画対象道路事業実施区域内の路体盛土として再利用するため、廃棄物等による影響は極めて小さいと予測されます。また、一般的な環境保全の方針として「建設副産物の法律等に基づいた再利用・適正処理」、「再資源化・有価物としての使用及び適正な処理・処分」を実施することで、廃棄物等に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

以上のことから、全ての項目において、環境に与える影響について、事業者として実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減し、環境保全についての配慮が適正になされていると総合的に評価します。

なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、周辺他事業との調整を図りながら、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うものとします。今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や必要に応じて聴取する専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討します。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たったの主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性の確保に努めます。対象道路事業実施区域の周辺で計画されている「都市計画道路北勢バイパス」等について、対象道路事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに対象道路事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じて、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響の低減を図ります。

事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があることから、工事着手前に工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討し、その結果を踏まえ、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。さらに、工事中及び供用後において事前に予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講じます。

工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、対象道路事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行います。

表 14-1(1) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																																																																																																																																																																																																							
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																																																																																																																																																																																												
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	工事の実施 (建設機械の稼働)	<p><二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況・浮遊粒子状物質の濃度の状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">調査項目</th> <th colspan="4">期間平均値</th> <th rowspan="2">四季平均値</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">亀山市川崎小学校</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.016</td> <td>0.010</td> <td>0.012</td> <td>0.015</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物 (ppm)</td> <td>0.020</td> <td>0.013</td> <td>0.020</td> <td>0.023</td> <td>0.019</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.014</td> <td>0.045</td> <td>0.005</td> <td>0.014</td> <td>0.020</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鈴鹿市庄野宿資料館</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.017</td> <td>0.013</td> <td>0.013</td> <td>0.014</td> <td>0.014</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物 (ppm)</td> <td>0.023</td> <td>0.016</td> <td>0.023</td> <td>0.021</td> <td>0.021</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.011</td> <td>0.039</td> <td>0.005</td> <td>0.012</td> <td>0.017</td> </tr> </tbody> </table> <p><気象 (風向及び風速、日射量、雲量) の状況> ・日射量 単位: MJ/m²</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">全天日射量 (日平均)</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.2</td> <td>11.4</td> <td>15.3</td> <td>15.6</td> <td>22.3</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> <tr> <td>16.4</td> <td>17.6</td> <td>15.2</td> <td>11.9</td> <td>9.2</td> <td>8.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・雲量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">平均雲量</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.7</td> <td>6.1</td> <td>5.9</td> <td>7.9</td> <td>6.7</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>7.5</td> <td>7.0</td> <td>6.9</td> <td>5.8</td> <td>5.9</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	調査項目	期間平均値				四季平均値	春季	夏季	秋季	冬季	亀山市川崎小学校	二酸化窒素 (ppm)	0.016	0.010	0.012	0.015	0.013	窒素酸化物 (ppm)	0.020	0.013	0.020	0.023	0.019	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.014	0.045	0.005	0.014	0.020	鈴鹿市庄野宿資料館	二酸化窒素 (ppm)	0.017	0.013	0.013	0.014	0.014	窒素酸化物 (ppm)	0.023	0.016	0.023	0.021	0.021	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.011	0.039	0.005	0.012	0.017	全天日射量 (日平均)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	8.2	11.4	15.3	15.6	22.3	15.7	7月	8月	9月	10月	11月	12月	16.4	17.6	15.2	11.9	9.2	8.1	平均雲量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	6.7	6.1	5.9	7.9	6.7	9.2	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8.3	7.5	7.0	6.9	5.8	5.9	<p>建設機械の稼働に係る二酸化窒素の寄与濃度の年平均値は、0.0005~0.0066ppmとなります。 バックグラウンド濃度を含めた二酸化窒素の年平均値は、0.0139~0.0196ppmとなります。これを基に換算した日平均値の年間98%値は整合を図る基準又は目標である値以下になると予測されます。</p> <p>単位: ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">ユニット</th> <th colspan="3">年平均値</th> <th rowspan="2">日平均値の年間98%値</th> </tr> <tr> <th>建設機械寄与濃度</th> <th>バックグラウンド濃度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀山市川崎町A</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.0066</td> <td rowspan="10">0.0130</td> <td>0.0196</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀山市川崎町B</td> <td>盛土 (路体、路床)</td> <td>0.0014</td> <td>0.0144</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>亀山市川崎町C</td> <td>盛土 (路体、路床)</td> <td>0.0009</td> <td>0.0139</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>亀山市田村町</td> <td>盛土 (路体、路床)</td> <td>0.0014</td> <td>0.0144</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鈴鹿市西富田町</td> <td>盛土 (路体、路床)</td> <td>0.0005</td> <td rowspan="4">0.0138</td> <td>0.0143</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鈴鹿市中富田町</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.0033</td> <td>0.0171</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>盛土 (路体、路床)</td> <td>0.0013</td> <td>0.0151</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>鈴鹿市庄野町A</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.0040</td> <td>0.0178</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>鈴鹿市庄野町B</td> <td>盛土 (路体、路床)</td> <td>0.0006</td> <td>0.0144</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>鈴鹿市弓削町</td> <td>盛土 (路体、路床)</td> <td>0.0012</td> <td>0.0150</td> <td>0.030</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	ユニット	年平均値			日平均値の年間98%値	建設機械寄与濃度	バックグラウンド濃度	計	1	亀山市川崎町A	土砂掘削	0.0066	0.0130	0.0196	0.035	2	亀山市川崎町B	盛土 (路体、路床)	0.0014	0.0144	0.029	3	亀山市川崎町C	盛土 (路体、路床)	0.0009	0.0139	0.028	4	亀山市田村町	盛土 (路体、路床)	0.0014	0.0144	0.029	5	鈴鹿市西富田町	盛土 (路体、路床)	0.0005	0.0138	0.0143	0.029	6	鈴鹿市中富田町	土砂掘削	0.0033	0.0171	0.032	7	鈴鹿市津賀町	盛土 (路体、路床)	0.0013	0.0151	0.030	8	鈴鹿市庄野町A	土砂掘削	0.0040	0.0178	0.033	9	鈴鹿市庄野町B	盛土 (路体、路床)	0.0006	0.0144	0.029	10	鈴鹿市弓削町	盛土 (路体、路床)	0.0012	0.0150	0.030	<p>予測の結果、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、整合を図る基準又は目標である値以下になると考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。</p> <p>このことから、建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響について、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減することを目的として、「作業者に対する建設機械の取り扱いの指導」を実施します。</p>	<p>予測手法は多数の事例解析に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、整合を図る基準又は目標である値以下になると考えられます。 なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画としています。また、排出ガス発生量の削減に努めるために低排出ガス対策型の建設機械を採用する方針としています。さらに、環境保全措置として「作業者に対する建設機械の取り扱いの指導」を実施します。 これらのことから、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p><基準との整合性に係る評価> 建設機械の稼働に係る二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.028~0.035ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.038~0.044mg/m³となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。</p> <p>・二酸化窒素 単位: ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀山市川崎町A</td> <td>0.0196</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀山市川崎町B</td> <td>0.0144</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>亀山市川崎町C</td> <td>0.0139</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>亀山市田村町</td> <td>0.0144</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鈴鹿市西富田町</td> <td>0.0143</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鈴鹿市中富田町</td> <td>0.0171</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>0.0151</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>鈴鹿市庄野町A</td> <td>0.0178</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>鈴鹿市庄野町B</td> <td>0.0144</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>鈴鹿市弓削町</td> <td>0.0150</td> <td>0.030</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	1	亀山市川崎町A	0.0196	0.035	2	亀山市川崎町B	0.0144	0.029	3	亀山市川崎町C	0.0139	0.028	4	亀山市田村町	0.0144	0.029	5	鈴鹿市西富田町	0.0143	0.029	6	鈴鹿市中富田町	0.0171	0.032	7	鈴鹿市津賀町	0.0151	0.030	8	鈴鹿市庄野町A	0.0178	0.033	9	鈴鹿市庄野町B	0.0144	0.029	10	鈴鹿市弓削町	0.0150	0.030
						調査地点	調査項目	期間平均値				四季平均値																																																																																																																																																																																																																		
				春季	夏季			秋季	冬季																																																																																																																																																																																																																					
				亀山市川崎小学校	二酸化窒素 (ppm)	0.016	0.010	0.012	0.015	0.013																																																																																																																																																																																																																				
					窒素酸化物 (ppm)	0.020	0.013	0.020	0.023	0.019																																																																																																																																																																																																																				
					浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.014	0.045	0.005	0.014	0.020																																																																																																																																																																																																																				
				鈴鹿市庄野宿資料館	二酸化窒素 (ppm)	0.017	0.013	0.013	0.014	0.014																																																																																																																																																																																																																				
					窒素酸化物 (ppm)	0.023	0.016	0.023	0.021	0.021																																																																																																																																																																																																																				
					浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.011	0.039	0.005	0.012	0.017																																																																																																																																																																																																																				
				全天日射量 (日平均)	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																				
8.2	11.4	15.3	15.6		22.3	15.7																																																																																																																																																																																																																								
7月	8月	9月	10月		11月	12月																																																																																																																																																																																																																								
16.4	17.6	15.2	11.9		9.2	8.1																																																																																																																																																																																																																								
平均雲量	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																								
	6.7	6.1	5.9	7.9	6.7	9.2																																																																																																																																																																																																																								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																																																																																								
	8.3	7.5	7.0	6.9	5.8	5.9																																																																																																																																																																																																																								
番号	予測地点	ユニット	年平均値			日平均値の年間98%値																																																																																																																																																																																																																								
			建設機械寄与濃度	バックグラウンド濃度	計																																																																																																																																																																																																																									
1	亀山市川崎町A	土砂掘削	0.0066	0.0130	0.0196	0.035																																																																																																																																																																																																																								
2	亀山市川崎町B	盛土 (路体、路床)	0.0014		0.0144	0.029																																																																																																																																																																																																																								
3	亀山市川崎町C	盛土 (路体、路床)	0.0009		0.0139	0.028																																																																																																																																																																																																																								
4	亀山市田村町	盛土 (路体、路床)	0.0014		0.0144	0.029																																																																																																																																																																																																																								
5	鈴鹿市西富田町	盛土 (路体、路床)	0.0005		0.0138	0.0143	0.029																																																																																																																																																																																																																							
6	鈴鹿市中富田町	土砂掘削	0.0033			0.0171	0.032																																																																																																																																																																																																																							
7	鈴鹿市津賀町	盛土 (路体、路床)	0.0013			0.0151	0.030																																																																																																																																																																																																																							
8	鈴鹿市庄野町A	土砂掘削	0.0040			0.0178	0.033																																																																																																																																																																																																																							
9	鈴鹿市庄野町B	盛土 (路体、路床)	0.0006		0.0144	0.029																																																																																																																																																																																																																								
10	鈴鹿市弓削町	盛土 (路体、路床)	0.0012		0.0150	0.030																																																																																																																																																																																																																								
番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値																																																																																																																																																																																																																											
1	亀山市川崎町A	0.0196	0.035																																																																																																																																																																																																																											
2	亀山市川崎町B	0.0144	0.029																																																																																																																																																																																																																											
3	亀山市川崎町C	0.0139	0.028																																																																																																																																																																																																																											
4	亀山市田村町	0.0144	0.029																																																																																																																																																																																																																											
5	鈴鹿市西富田町	0.0143	0.029																																																																																																																																																																																																																											
6	鈴鹿市中富田町	0.0171	0.032																																																																																																																																																																																																																											
7	鈴鹿市津賀町	0.0151	0.030																																																																																																																																																																																																																											
8	鈴鹿市庄野町A	0.0178	0.033																																																																																																																																																																																																																											
9	鈴鹿市庄野町B	0.0144	0.029																																																																																																																																																																																																																											
10	鈴鹿市弓削町	0.0150	0.030																																																																																																																																																																																																																											
(続く)																																																																																																																																																																																																																														
(続く)																																																																																																																																																																																																																														

表 14-1(2) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																																																						
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																																											
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	工事の実施 (建設機械の稼働)		建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質の寄与濃度の年平均値は0.0001~0.0010mg/m ³ となります。 バックグラウンド濃度を含めた浮遊粒子状物質の年平均値は0.0145~0.0175mg/m ³ となります。これを基に換算した日平均値の年間2%除外値は整合を図る基準又は目標である値以下になると予測されます。			<p>・浮遊粒子状物質 単位：mg/m³</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市川崎町A</td><td>0.0175</td><td>0.044</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市川崎町B</td><td>0.0167</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市川崎町C</td><td>0.0166</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>4</td><td>亀山市田村町</td><td>0.0167</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市西富田町</td><td>0.0145</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市中富田町</td><td>0.0149</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>0.0146</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市庄野町A</td><td>0.0150</td><td>0.039</td></tr> <tr><td>9</td><td>鈴鹿市庄野町B</td><td>0.0145</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>10</td><td>鈴鹿市弓削町</td><td>0.0146</td><td>0.038</td></tr> </tbody> </table> <p>【整合を図る基準又は目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素に係る環境基準</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質に係る環境基準</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	1	亀山市川崎町A	0.0175	0.044	2	亀山市川崎町B	0.0167	0.042	3	亀山市川崎町C	0.0166	0.042	4	亀山市田村町	0.0167	0.042	5	鈴鹿市西富田町	0.0145	0.038	6	鈴鹿市中富田町	0.0149	0.038	7	鈴鹿市津賀町	0.0146	0.038	8	鈴鹿市庄野町A	0.0150	0.039	9	鈴鹿市庄野町B	0.0145	0.038	10	鈴鹿市弓削町	0.0146	0.038	項目	基準値	二酸化窒素に係る環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	浮遊粒子状物質に係る環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。																				
				番号				予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値																																																																			
				1				亀山市川崎町A	0.0175	0.044																																																																			
				2				亀山市川崎町B	0.0167	0.042																																																																			
				3				亀山市川崎町C	0.0166	0.042																																																																			
				4				亀山市田村町	0.0167	0.042																																																																			
				5				鈴鹿市西富田町	0.0145	0.038																																																																			
				6				鈴鹿市中富田町	0.0149	0.038																																																																			
				7				鈴鹿市津賀町	0.0146	0.038																																																																			
				8				鈴鹿市庄野町A	0.0150	0.039																																																																			
9	鈴鹿市庄野町B	0.0145	0.038																																																																										
10	鈴鹿市弓削町	0.0146	0.038																																																																										
項目	基準値																																																																												
二酸化窒素に係る環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。																																																																												
浮遊粒子状物質に係る環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。																																																																												
				単位：mg/m ³																																																																									
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">ユニット</th> <th colspan="2">年平均値</th> <th rowspan="2">日平均値の年間2%除外値</th> </tr> <tr> <th>建設機械寄与濃度</th> <th>バックグラウンド濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀山市川崎町A</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.0010</td> <td rowspan="4">0.0165</td> <td>0.0175</td> <td>0.044</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀山市川崎町B</td> <td>盛土(路体、路床)</td> <td>0.0002</td> <td>0.0167</td> <td>0.042</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>亀山市川崎町C</td> <td>盛土(路体、路床)</td> <td>0.0001</td> <td>0.0166</td> <td>0.042</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>亀山市田村町</td> <td>盛土(路体、路床)</td> <td>0.0002</td> <td>0.0167</td> <td>0.042</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鈴鹿市西富田町</td> <td>盛土(路体、路床)</td> <td>0.0001</td> <td rowspan="6">0.0144</td> <td>0.0145</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鈴鹿市中富田町</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.0005</td> <td>0.0149</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>盛土(路体、路床)</td> <td>0.0002</td> <td>0.0146</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>鈴鹿市庄野町A</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.0006</td> <td>0.0150</td> <td>0.039</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>鈴鹿市庄野町B</td> <td>盛土(路体、路床)</td> <td>0.0001</td> <td>0.0145</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>鈴鹿市弓削町</td> <td>盛土(路体、路床)</td> <td>0.0002</td> <td>0.0146</td> <td>0.038</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	ユニット	年平均値		日平均値の年間2%除外値	建設機械寄与濃度	バックグラウンド濃度	1	亀山市川崎町A	土砂掘削	0.0010	0.0165	0.0175	0.044	2	亀山市川崎町B	盛土(路体、路床)	0.0002	0.0167	0.042	3	亀山市川崎町C	盛土(路体、路床)	0.0001	0.0166	0.042	4	亀山市田村町	盛土(路体、路床)	0.0002	0.0167	0.042	5	鈴鹿市西富田町	盛土(路体、路床)	0.0001	0.0144	0.0145	0.038	6	鈴鹿市中富田町	土砂掘削	0.0005	0.0149	0.038	7	鈴鹿市津賀町	盛土(路体、路床)	0.0002	0.0146	0.038	8	鈴鹿市庄野町A	土砂掘削	0.0006	0.0150	0.039	9	鈴鹿市庄野町B	盛土(路体、路床)	0.0001	0.0145	0.038	10	鈴鹿市弓削町	盛土(路体、路床)	0.0002	0.0146	0.038			
番号	予測地点	ユニット	年平均値					日平均値の年間2%除外値																																																																					
			建設機械寄与濃度	バックグラウンド濃度																																																																									
1	亀山市川崎町A	土砂掘削	0.0010	0.0165	0.0175	0.044																																																																							
2	亀山市川崎町B	盛土(路体、路床)	0.0002		0.0167	0.042																																																																							
3	亀山市川崎町C	盛土(路体、路床)	0.0001		0.0166	0.042																																																																							
4	亀山市田村町	盛土(路体、路床)	0.0002		0.0167	0.042																																																																							
5	鈴鹿市西富田町	盛土(路体、路床)	0.0001	0.0144	0.0145	0.038																																																																							
6	鈴鹿市中富田町	土砂掘削	0.0005		0.0149	0.038																																																																							
7	鈴鹿市津賀町	盛土(路体、路床)	0.0002		0.0146	0.038																																																																							
8	鈴鹿市庄野町A	土砂掘削	0.0006		0.0150	0.039																																																																							
9	鈴鹿市庄野町B	盛土(路体、路床)	0.0001		0.0145	0.038																																																																							
10	鈴鹿市弓削町	盛土(路体、路床)	0.0002		0.0146	0.038																																																																							

表 14-1(3) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																																																																																																					
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																																																																																										
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p><二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況・浮遊粒子状物質の濃度の状況> 「工事の実施（建設機械の稼働）」参照</p> <p><気象（風向及び風速）の状況> 「工事の実施（建設機械の稼働）」参照</p>	<p>窒素酸化物の工事用車両の寄与濃度の年平均値は 0.00001～0.00043ppm となります。また、浮遊粒子状物質の工事用車両の寄与濃度の年平均値は 0.000000～0.000015mg/m³ となります。</p> <p>既存交通及びバックグラウンド濃度を含めた二酸化窒素の年平均値は 0.01321～0.01426ppm となります。これを基に換算した日平均値の年間 98%値は、0.027～0.029ppm となり、二酸化窒素に係る環境基準に定められた値（0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内）以下になると予測されます。</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">番号</th> <th rowspan="3">予測地点</th> <th colspan="2">窒素酸化物</th> <th colspan="3">二酸化窒素</th> <th rowspan="3">日平均値の年間 98%値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年平均値</th> <th colspan="2">年平均値</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>道路寄与濃度</th> <th>バックグラウンド濃度</th> <th>道路寄与濃度</th> <th>バックグラウンド濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀山市辺法寺町 A</td> <td>0.00043</td> <td>0.00079</td> <td>0.00038</td> <td>0.0130</td> <td>0.01338</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀山市辺法寺町 B</td> <td>0.00025</td> <td>0.00047</td> <td>0.00021</td> <td>0.0130</td> <td>0.01321</td> <td>0.027</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>亀山市長明寺町</td> <td>0.00007</td> <td>0.00223</td> <td>0.00081</td> <td>0.0130</td> <td>0.01381</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>0.00005</td> <td>0.00155</td> <td>0.00050</td> <td>0.0138</td> <td>0.01430</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鈴鹿市庄野町 A</td> <td>0.00001</td> <td>0.00022</td> <td>0.00005</td> <td>0.0138</td> <td>0.01385</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鈴鹿市庄野町 B</td> <td>0.00012</td> <td>0.00130</td> <td>0.00043</td> <td>0.0138</td> <td>0.01423</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鈴鹿市庄野東</td> <td>0.00008</td> <td>0.00073</td> <td>0.00022</td> <td>0.0138</td> <td>0.01402</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>鈴鹿市甲斐町</td> <td>0.00006</td> <td>0.00068</td> <td>0.00020</td> <td>0.0138</td> <td>0.01400</td> <td>0.028</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	窒素酸化物		二酸化窒素			日平均値の年間 98%値	年平均値		年平均値		計	道路寄与濃度	バックグラウンド濃度	道路寄与濃度	バックグラウンド濃度	1	亀山市辺法寺町 A	0.00043	0.00079	0.00038	0.0130	0.01338	0.028	2	亀山市辺法寺町 B	0.00025	0.00047	0.00021	0.0130	0.01321	0.027	3	亀山市長明寺町	0.00007	0.00223	0.00081	0.0130	0.01381	0.028	4	鈴鹿市津賀町	0.00005	0.00155	0.00050	0.0138	0.01430	0.029	5	鈴鹿市庄野町 A	0.00001	0.00022	0.00005	0.0138	0.01385	0.028	6	鈴鹿市庄野町 B	0.00012	0.00130	0.00043	0.0138	0.01423	0.029	7	鈴鹿市庄野東	0.00008	0.00073	0.00022	0.0138	0.01402	0.029	8	鈴鹿市甲斐町	0.00006	0.00068	0.00020	0.0138	0.01400	0.028	<p>予測の結果、工事用車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、整合を図る基準又は目標である値以下になると考えられますが、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が生じることも考えられます。</p> <p>このことから、工事用車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響について、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減することを目的として、「工事用車両の運行の分散」及び「作業者に対する工事用車両の運行の指導」を実施します。</p>	<p>予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、工事用車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は極めて小さいと考えられます。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画とし、工事用道路は新設せずに既存道路及び都市計画対象道路上を極力利用する計画としています。さらに、環境保全措置として工事用車両の運行の分散及び作業者に対する工事用車両の運行の指導を実施します。</p> <p>これらのことから、工事用車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p><基準との整合性に係る評価> 工事用車両の運行に係る二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、0.027～0.029ppm となり、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）に基づく環境基準との整合が図られていると評価します。</p> <p>各予測地点における工事用車両の運行に係る浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は 0.038～0.042mg/m³ となり、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号）に基づく環境基準との整合が図られていると評価します。</p> <p>・二酸化窒素</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間 98%値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀山市辺法寺町 A</td> <td>0.01338</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀山市辺法寺町 B</td> <td>0.01321</td> <td>0.027</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>亀山市長明寺町</td> <td>0.01381</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>0.01430</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鈴鹿市庄野町 A</td> <td>0.01385</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鈴鹿市庄野町 B</td> <td>0.01423</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鈴鹿市庄野東</td> <td>0.01402</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>鈴鹿市甲斐町</td> <td>0.01400</td> <td>0.028</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間 98%値	1	亀山市辺法寺町 A	0.01338	0.028	2	亀山市辺法寺町 B	0.01321	0.027	3	亀山市長明寺町	0.01381	0.028	4	鈴鹿市津賀町	0.01430	0.029	5	鈴鹿市庄野町 A	0.01385	0.028	6	鈴鹿市庄野町 B	0.01423	0.029	7	鈴鹿市庄野東	0.01402	0.029	8	鈴鹿市甲斐町	0.01400	0.028
				番号			予測地点	窒素酸化物		二酸化窒素			日平均値の年間 98%値																																																																																																															
年平均値		年平均値						計																																																																																																																				
道路寄与濃度	バックグラウンド濃度	道路寄与濃度	バックグラウンド濃度																																																																																																																									
1	亀山市辺法寺町 A	0.00043	0.00079	0.00038	0.0130	0.01338	0.028																																																																																																																					
2	亀山市辺法寺町 B	0.00025	0.00047	0.00021	0.0130	0.01321	0.027																																																																																																																					
3	亀山市長明寺町	0.00007	0.00223	0.00081	0.0130	0.01381	0.028																																																																																																																					
4	鈴鹿市津賀町	0.00005	0.00155	0.00050	0.0138	0.01430	0.029																																																																																																																					
5	鈴鹿市庄野町 A	0.00001	0.00022	0.00005	0.0138	0.01385	0.028																																																																																																																					
6	鈴鹿市庄野町 B	0.00012	0.00130	0.00043	0.0138	0.01423	0.029																																																																																																																					
7	鈴鹿市庄野東	0.00008	0.00073	0.00022	0.0138	0.01402	0.029																																																																																																																					
8	鈴鹿市甲斐町	0.00006	0.00068	0.00020	0.0138	0.01400	0.028																																																																																																																					
番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間 98%値																																																																																																																									
1	亀山市辺法寺町 A	0.01338	0.028																																																																																																																									
2	亀山市辺法寺町 B	0.01321	0.027																																																																																																																									
3	亀山市長明寺町	0.01381	0.028																																																																																																																									
4	鈴鹿市津賀町	0.01430	0.029																																																																																																																									
5	鈴鹿市庄野町 A	0.01385	0.028																																																																																																																									
6	鈴鹿市庄野町 B	0.01423	0.029																																																																																																																									
7	鈴鹿市庄野東	0.01402	0.029																																																																																																																									
8	鈴鹿市甲斐町	0.01400	0.028																																																																																																																									
				(続く)			(続く)																																																																																																																					

表 14-1(4) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																																																																																									
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																																																																														
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)		<p>既存交通及びバックグラウンド濃度を含めた浮遊粒子状物質の年平均値は 0.01441~0.01657mg/m³ となります。これを基に換算した日平均値の年間 2%除外値は、0.038~0.042mg/m³ となり、浮遊粒子状物質に係る環境基準に定められた値 (0.10mg/m³) 以下になると予測されます。</p> <p style="text-align: right;">単位 : mg/m³</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">番号</th> <th rowspan="3">予測地点</th> <th colspan="3">年平均値</th> <th rowspan="3">バックグラウンド濃度</th> <th rowspan="3">計</th> <th rowspan="3">日平均値の年間 2%除外値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">道路寄与濃度</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>工事用車両</th> <th>既存交通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀山市辺法寺町 A</td> <td>0.000015</td> <td>0.000019</td> <td rowspan="3">0.0165</td> <td>0.01653</td> <td>0.042</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀山市辺法寺町 B</td> <td>0.000009</td> <td>0.000012</td> <td>0.01652</td> <td>0.042</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>亀山市長明寺町</td> <td>0.000003</td> <td>0.000064</td> <td>0.01657</td> <td>0.042</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>0.000002</td> <td>0.000049</td> <td rowspan="5">0.0144</td> <td>0.01445</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鈴鹿市庄野町 A</td> <td>0.000000</td> <td>0.000005</td> <td>0.01441</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鈴鹿市庄野町 B</td> <td>0.000004</td> <td>0.000043</td> <td>0.01445</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鈴鹿市庄野東</td> <td>0.000003</td> <td>0.000019</td> <td>0.01442</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>鈴鹿市甲斐町</td> <td>0.000002</td> <td>0.000016</td> <td>0.01442</td> <td>0.038</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	年平均値			バックグラウンド濃度	計	日平均値の年間 2%除外値	道路寄与濃度			工事用車両	既存交通	1	亀山市辺法寺町 A	0.000015	0.000019	0.0165	0.01653	0.042	2	亀山市辺法寺町 B	0.000009	0.000012	0.01652	0.042	3	亀山市長明寺町	0.000003	0.000064	0.01657	0.042	4	鈴鹿市津賀町	0.000002	0.000049	0.0144	0.01445	0.038	5	鈴鹿市庄野町 A	0.000000	0.000005	0.01441	0.038	6	鈴鹿市庄野町 B	0.000004	0.000043	0.01445	0.038	7	鈴鹿市庄野東	0.000003	0.000019	0.01442	0.038	8	鈴鹿市甲斐町	0.000002	0.000016	0.01442	0.038			<p>・浮遊粒子状物質</p> <p style="text-align: right;">単位 : mg/m³</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間 2%除外値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市辺法寺町 A</td><td>0.01653</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市辺法寺町 B</td><td>0.01652</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市長明寺町</td><td>0.01657</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>4</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>0.01445</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>0.01441</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>0.01445</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市庄野東</td><td>0.01442</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市甲斐町</td><td>0.01442</td><td>0.038</td></tr> </tbody> </table> <p>【整合を図る基準又は目標】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素に係る環境基準</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質に係る環境基準</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間 2%除外値	1	亀山市辺法寺町 A	0.01653	0.042	2	亀山市辺法寺町 B	0.01652	0.042	3	亀山市長明寺町	0.01657	0.042	4	鈴鹿市津賀町	0.01445	0.038	5	鈴鹿市庄野町 A	0.01441	0.038	6	鈴鹿市庄野町 B	0.01445	0.038	7	鈴鹿市庄野東	0.01442	0.038	8	鈴鹿市甲斐町	0.01442	0.038	項目	基準値	二酸化窒素に係る環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	浮遊粒子状物質に係る環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。
							番号	予測地点	年平均値				バックグラウンド濃度	計		日平均値の年間 2%除外値																																																																																																
									道路寄与濃度																																																																																																							
					工事用車両	既存交通																																																																																																										
					1	亀山市辺法寺町 A	0.000015	0.000019	0.0165	0.01653	0.042																																																																																																					
					2	亀山市辺法寺町 B	0.000009	0.000012		0.01652	0.042																																																																																																					
					3	亀山市長明寺町	0.000003	0.000064		0.01657	0.042																																																																																																					
					4	鈴鹿市津賀町	0.000002	0.000049	0.0144	0.01445	0.038																																																																																																					
					5	鈴鹿市庄野町 A	0.000000	0.000005		0.01441	0.038																																																																																																					
					6	鈴鹿市庄野町 B	0.000004	0.000043		0.01445	0.038																																																																																																					
7	鈴鹿市庄野東	0.000003	0.000019	0.01442	0.038																																																																																																											
8	鈴鹿市甲斐町	0.000002	0.000016	0.01442	0.038																																																																																																											
番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間 2%除外値																																																																																																													
1	亀山市辺法寺町 A	0.01653	0.042																																																																																																													
2	亀山市辺法寺町 B	0.01652	0.042																																																																																																													
3	亀山市長明寺町	0.01657	0.042																																																																																																													
4	鈴鹿市津賀町	0.01445	0.038																																																																																																													
5	鈴鹿市庄野町 A	0.01441	0.038																																																																																																													
6	鈴鹿市庄野町 B	0.01445	0.038																																																																																																													
7	鈴鹿市庄野東	0.01442	0.038																																																																																																													
8	鈴鹿市甲斐町	0.01442	0.038																																																																																																													
項目	基準値																																																																																																															
二酸化窒素に係る環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。																																																																																																															
浮遊粒子状物質に係る環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。																																																																																																															

表 14-1(5) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																																																																																																																																					
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																																																																																																																										
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<p><二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況・浮遊粒子状物質の濃度の状況> 「工事の実施（建設機械の稼働）」参照</p> <p><気象（風向及び風速）の状況> 「工事の実施（建設機械の稼働）」参照</p>	<p>自動車の走行に係る二酸化窒素の道路寄与濃度の年平均値は、0.00024～0.00190ppmとなります。 バックグラウンド濃度を含めた二酸化窒素の年平均値は 0.01365～0.01557ppm となり、これを基に換算した日平均値の年間 98%値は整合を図る基準又は目標である値以下になると予測されます。</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測高さ(m)</th> <th colspan="3">年平均値</th> <th rowspan="2">日平均値の年間98%値</th> </tr> <tr> <th>道路寄与濃度</th> <th>バックグラウンド濃度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市川崎町 A</td><td>1.5</td><td>0.00067</td><td rowspan="4">0.0130</td><td>0.01367</td><td>0.028</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市川崎町 B</td><td>1.5</td><td>0.00190</td><td>0.01490</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市川崎町 C</td><td>1.5</td><td>0.00155</td><td>0.01455</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>4</td><td>亀山市田村町</td><td>1.5</td><td>0.00065</td><td>0.01365</td><td>0.028</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市西富田町</td><td>1.5</td><td>0.00051</td><td rowspan="7">0.0138</td><td>0.01431</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市中富田町</td><td>1.5</td><td>0.00024</td><td>0.01404</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>1.5</td><td>0.00047</td><td>0.01427</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>1.5</td><td>0.00027</td><td>0.01407</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>9-1</td><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>1.5</td><td>0.00060</td><td>0.01440</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>9-2</td><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>1.5</td><td>0.00034</td><td>0.01414</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>10</td><td>鈴鹿市弓削町</td><td>1.5</td><td>0.00048</td><td>0.01428</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>11</td><td>鈴鹿市野辺町</td><td>1.5</td><td>0.00176</td><td>0.01557</td><td>0.030</td></tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	予測高さ(m)	年平均値			日平均値の年間98%値	道路寄与濃度	バックグラウンド濃度	計	1	亀山市川崎町 A	1.5	0.00067	0.0130	0.01367	0.028	2	亀山市川崎町 B	1.5	0.00190	0.01490	0.029	3	亀山市川崎町 C	1.5	0.00155	0.01455	0.029	4	亀山市田村町	1.5	0.00065	0.01365	0.028	5	鈴鹿市西富田町	1.5	0.00051	0.0138	0.01431	0.029	6	鈴鹿市中富田町	1.5	0.00024	0.01404	0.029	7	鈴鹿市津賀町	1.5	0.00047	0.01427	0.029	8	鈴鹿市庄野町 A	1.5	0.00027	0.01407	0.029	9-1	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.00060	0.01440	0.029	9-2	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.00034	0.01414	0.029	10	鈴鹿市弓削町	1.5	0.00048	0.01428	0.029	11	鈴鹿市野辺町	1.5	0.00176	0.01557	0.030	<p>予測の結果、自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は極めて小さいと考えられます。このことから、自動車の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に対する環境保全措置は検討しないこととしました。</p>	<p>予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は極めて小さいと考えられます。なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画としています。 このことから、自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p><基準との整合性に係る評価> 自動車の走行に係る二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.028～0.030ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は 0.038～0.042mg/m³ となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。</p> <p>・二酸化窒素</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>予測高さ(m)</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市川崎町 A</td><td>1.5</td><td>0.01367</td><td>0.028</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市川崎町 B</td><td>1.5</td><td>0.01490</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市川崎町 C</td><td>1.5</td><td>0.01455</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>4</td><td>亀山市田村町</td><td>1.5</td><td>0.01365</td><td>0.028</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市西富田町</td><td>1.5</td><td>0.01431</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市中富田町</td><td>1.5</td><td>0.01404</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>1.5</td><td>0.01427</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>1.5</td><td>0.01407</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>9-1</td><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>1.5</td><td>0.01440</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>9-2</td><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>1.5</td><td>0.01414</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>10</td><td>鈴鹿市弓削町</td><td>1.5</td><td>0.01428</td><td>0.029</td></tr> <tr><td>11</td><td>鈴鹿市野辺町</td><td>1.5</td><td>0.01557</td><td>0.030</td></tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	予測高さ(m)	年平均値	日平均値の年間98%値	1	亀山市川崎町 A	1.5	0.01367	0.028	2	亀山市川崎町 B	1.5	0.01490	0.029	3	亀山市川崎町 C	1.5	0.01455	0.029	4	亀山市田村町	1.5	0.01365	0.028	5	鈴鹿市西富田町	1.5	0.01431	0.029	6	鈴鹿市中富田町	1.5	0.01404	0.029	7	鈴鹿市津賀町	1.5	0.01427	0.029	8	鈴鹿市庄野町 A	1.5	0.01407	0.029	9-1	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.01440	0.029	9-2	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.01414	0.029	10	鈴鹿市弓削町	1.5	0.01428	0.029	11	鈴鹿市野辺町	1.5	0.01557	0.030
				番号				予測地点	予測高さ(m)	年平均値			日平均値の年間98%値																																																																																																																																															
道路寄与濃度	バックグラウンド濃度	計																																																																																																																																																										
1	亀山市川崎町 A	1.5	0.00067	0.0130	0.01367	0.028																																																																																																																																																						
2	亀山市川崎町 B	1.5	0.00190		0.01490	0.029																																																																																																																																																						
3	亀山市川崎町 C	1.5	0.00155		0.01455	0.029																																																																																																																																																						
4	亀山市田村町	1.5	0.00065		0.01365	0.028																																																																																																																																																						
5	鈴鹿市西富田町	1.5	0.00051	0.0138	0.01431	0.029																																																																																																																																																						
6	鈴鹿市中富田町	1.5	0.00024		0.01404	0.029																																																																																																																																																						
7	鈴鹿市津賀町	1.5	0.00047		0.01427	0.029																																																																																																																																																						
8	鈴鹿市庄野町 A	1.5	0.00027		0.01407	0.029																																																																																																																																																						
9-1	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.00060		0.01440	0.029																																																																																																																																																						
9-2	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.00034		0.01414	0.029																																																																																																																																																						
10	鈴鹿市弓削町	1.5	0.00048		0.01428	0.029																																																																																																																																																						
11	鈴鹿市野辺町	1.5	0.00176	0.01557	0.030																																																																																																																																																							
番号	予測地点	予測高さ(m)	年平均値	日平均値の年間98%値																																																																																																																																																								
1	亀山市川崎町 A	1.5	0.01367	0.028																																																																																																																																																								
2	亀山市川崎町 B	1.5	0.01490	0.029																																																																																																																																																								
3	亀山市川崎町 C	1.5	0.01455	0.029																																																																																																																																																								
4	亀山市田村町	1.5	0.01365	0.028																																																																																																																																																								
5	鈴鹿市西富田町	1.5	0.01431	0.029																																																																																																																																																								
6	鈴鹿市中富田町	1.5	0.01404	0.029																																																																																																																																																								
7	鈴鹿市津賀町	1.5	0.01427	0.029																																																																																																																																																								
8	鈴鹿市庄野町 A	1.5	0.01407	0.029																																																																																																																																																								
9-1	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.01440	0.029																																																																																																																																																								
9-2	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.01414	0.029																																																																																																																																																								
10	鈴鹿市弓削町	1.5	0.01428	0.029																																																																																																																																																								
11	鈴鹿市野辺町	1.5	0.01557	0.030																																																																																																																																																								
			<p>自動車の走行に係る浮遊粒子状物質の道路寄与濃度の年平均値は、0.00003～0.00008 mg/m³ となります。 バックグラウンド濃度を含めた浮遊粒子状物質の年平均値は 0.01443～0.01658mg/m³ となり、これを基に換算した日平均値の年間 2%除外値は整合を図る基準又は目標である値以下になると予測されます。</p> <p style="text-align: right;">単位：mg/m³</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測高さ(m)</th> <th colspan="3">年平均値</th> <th rowspan="2">日平均値の年間2%除外値</th> </tr> <tr> <th>道路寄与濃度</th> <th>バックグラウンド濃度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市川崎町 A</td><td>1.5</td><td>0.00004</td><td rowspan="4">0.01650</td><td>0.01654</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市川崎町 B</td><td>1.5</td><td>0.00008</td><td>0.01658</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市川崎町 C</td><td>1.5</td><td>0.00005</td><td>0.01655</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>4</td><td>亀山市田村町</td><td>1.5</td><td>0.00007</td><td>0.01657</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市西富田町</td><td>1.5</td><td>0.00006</td><td rowspan="7">0.01440</td><td>0.01446</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市中富田町</td><td>1.5</td><td>0.00003</td><td>0.01443</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>1.5</td><td>0.00005</td><td>0.01445</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>1.5</td><td>0.00004</td><td>0.01444</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>9-1</td><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>1.5</td><td>0.00004</td><td>0.01444</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>9-2</td><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>1.5</td><td>0.00003</td><td>0.01443</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>10</td><td>鈴鹿市弓削町</td><td>1.5</td><td>0.00006</td><td>0.01446</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>11</td><td>鈴鹿市野辺町</td><td>1.5</td><td>0.00006</td><td>0.01446</td><td>0.038</td></tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	予測高さ(m)	年平均値			日平均値の年間2%除外値	道路寄与濃度	バックグラウンド濃度	計	1	亀山市川崎町 A	1.5	0.00004	0.01650	0.01654	0.042	2	亀山市川崎町 B	1.5	0.00008	0.01658	0.042	3	亀山市川崎町 C	1.5	0.00005	0.01655	0.042	4	亀山市田村町	1.5	0.00007	0.01657	0.042	5	鈴鹿市西富田町	1.5	0.00006	0.01440	0.01446	0.038	6	鈴鹿市中富田町	1.5	0.00003	0.01443	0.038	7	鈴鹿市津賀町	1.5	0.00005	0.01445	0.038	8	鈴鹿市庄野町 A	1.5	0.00004	0.01444	0.038	9-1	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.00004	0.01444	0.038	9-2	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.00003	0.01443	0.038	10	鈴鹿市弓削町	1.5	0.00006	0.01446	0.038	11	鈴鹿市野辺町	1.5	0.00006	0.01446	0.038																																																																					
番号	予測地点	予測高さ(m)	年平均値				日平均値の年間2%除外値																																																																																																																																																					
			道路寄与濃度	バックグラウンド濃度	計																																																																																																																																																							
1	亀山市川崎町 A	1.5	0.00004	0.01650	0.01654	0.042																																																																																																																																																						
2	亀山市川崎町 B	1.5	0.00008		0.01658	0.042																																																																																																																																																						
3	亀山市川崎町 C	1.5	0.00005		0.01655	0.042																																																																																																																																																						
4	亀山市田村町	1.5	0.00007		0.01657	0.042																																																																																																																																																						
5	鈴鹿市西富田町	1.5	0.00006	0.01440	0.01446	0.038																																																																																																																																																						
6	鈴鹿市中富田町	1.5	0.00003		0.01443	0.038																																																																																																																																																						
7	鈴鹿市津賀町	1.5	0.00005		0.01445	0.038																																																																																																																																																						
8	鈴鹿市庄野町 A	1.5	0.00004		0.01444	0.038																																																																																																																																																						
9-1	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.00004		0.01444	0.038																																																																																																																																																						
9-2	鈴鹿市庄野町 B	1.5	0.00003		0.01443	0.038																																																																																																																																																						
10	鈴鹿市弓削町	1.5	0.00006		0.01446	0.038																																																																																																																																																						
11	鈴鹿市野辺町	1.5	0.00006	0.01446	0.038																																																																																																																																																							

(続く)

表 14-1(6) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																																																							
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																																												
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）					・浮遊粒子状物質 単位：mg/m ³ <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>予測高さ(m)</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市川崎町A</td><td>1.5</td><td>0.01654</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市川崎町B</td><td>1.5</td><td>0.01658</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市川崎町C</td><td>1.5</td><td>0.01655</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>4</td><td>亀山市田村町</td><td>1.5</td><td>0.01657</td><td>0.042</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市西富田町</td><td>1.5</td><td>0.01446</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市中富田町</td><td>1.5</td><td>0.01443</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>1.5</td><td>0.01445</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市庄野町A</td><td>1.5</td><td>0.01444</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>9-1</td><td>鈴鹿市庄野町B</td><td>1.5</td><td>0.01444</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>9-2</td><td>鈴鹿市庄野町B</td><td>1.5</td><td>0.01443</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>10</td><td>鈴鹿市弓削町</td><td>1.5</td><td>0.01446</td><td>0.038</td></tr> <tr><td>11</td><td>鈴鹿市野辺町</td><td>1.5</td><td>0.01446</td><td>0.038</td></tr> </tbody> </table> 【整合を図る基準又は目標】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素の環境基準</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質の環境基準</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	予測高さ(m)	年平均値	日平均値の年間2%除外値	1	亀山市川崎町A	1.5	0.01654	0.042	2	亀山市川崎町B	1.5	0.01658	0.042	3	亀山市川崎町C	1.5	0.01655	0.042	4	亀山市田村町	1.5	0.01657	0.042	5	鈴鹿市西富田町	1.5	0.01446	0.038	6	鈴鹿市中富田町	1.5	0.01443	0.038	7	鈴鹿市津賀町	1.5	0.01445	0.038	8	鈴鹿市庄野町A	1.5	0.01444	0.038	9-1	鈴鹿市庄野町B	1.5	0.01444	0.038	9-2	鈴鹿市庄野町B	1.5	0.01443	0.038	10	鈴鹿市弓削町	1.5	0.01446	0.038	11	鈴鹿市野辺町	1.5	0.01446	0.038	項目	基準値	二酸化窒素の環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	浮遊粒子状物質の環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。
番号	予測地点	予測高さ(m)	年平均値	日平均値の年間2%除外値																																																																										
1	亀山市川崎町A	1.5	0.01654	0.042																																																																										
2	亀山市川崎町B	1.5	0.01658	0.042																																																																										
3	亀山市川崎町C	1.5	0.01655	0.042																																																																										
4	亀山市田村町	1.5	0.01657	0.042																																																																										
5	鈴鹿市西富田町	1.5	0.01446	0.038																																																																										
6	鈴鹿市中富田町	1.5	0.01443	0.038																																																																										
7	鈴鹿市津賀町	1.5	0.01445	0.038																																																																										
8	鈴鹿市庄野町A	1.5	0.01444	0.038																																																																										
9-1	鈴鹿市庄野町B	1.5	0.01444	0.038																																																																										
9-2	鈴鹿市庄野町B	1.5	0.01443	0.038																																																																										
10	鈴鹿市弓削町	1.5	0.01446	0.038																																																																										
11	鈴鹿市野辺町	1.5	0.01446	0.038																																																																										
項目	基準値																																																																													
二酸化窒素の環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。																																																																													
浮遊粒子状物質の環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。																																																																													

表 14-1(7) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																																																																																																																																
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																																																																																																																					
大気質	粉じん等	工事の実施 (建設機械の稼働)	<p><気象（風向及び風速）の状況> 「工事の実施（建設機械の稼働）」参照</p>	<p>建設機械の稼働に係る季節別の降下ばいじん量は、0.4～8.6t/km²/月となり、全ての地点においてスパイクタイプ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値以下になると予測されます。</p> <p style="text-align: center;">単位：t/km²/月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量</th> </tr> <tr> <th>春</th> <th>夏</th> <th>秋</th> <th>冬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市川崎町A</td><td>1.7</td><td>1.4</td><td>1.9</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市川崎町B</td><td>1.0</td><td>1.3</td><td>1.3</td><td>1.1</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市川崎町C</td><td>0.9</td><td>1.4</td><td>0.8</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>4</td><td>亀山市田村町</td><td>1.1</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市西富田町</td><td>1.3</td><td>1.7</td><td>1.1</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市中富田町</td><td>0.9</td><td>1.0</td><td>1.6</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>1.3</td><td>1.8</td><td>1.1</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市庄野町A</td><td>7.1</td><td>8.6</td><td>5.9</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>9</td><td>鈴鹿市庄野町B</td><td>0.7</td><td>0.6</td><td>1.1</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>10</td><td>鈴鹿市弓削町</td><td>0.9</td><td>0.7</td><td>1.6</td><td>1.6</td></tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	降下ばいじん量				春	夏	秋	冬	1	亀山市川崎町A	1.7	1.4	1.9	1.8	2	亀山市川崎町B	1.0	1.3	1.3	1.1	3	亀山市川崎町C	0.9	1.4	0.8	0.4	4	亀山市田村町	1.1	1.5	1.0	0.6	5	鈴鹿市西富田町	1.3	1.7	1.1	0.4	6	鈴鹿市中富田町	0.9	1.0	1.6	1.2	7	鈴鹿市津賀町	1.3	1.8	1.1	0.4	8	鈴鹿市庄野町A	7.1	8.6	5.9	2.3	9	鈴鹿市庄野町B	0.7	0.6	1.1	0.9	10	鈴鹿市弓削町	0.9	0.7	1.6	1.6	<p>予測の結果、建設機械の稼働に係る降下ばいじん量は、「参考となる値」以下になると予測されますが、粉じん等の影響が生じることも考えられます。</p> <p>このことから、建設機械の稼働による粉じん等への環境負荷を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減することを目的として、「工事中の散水」、「作業者に対する建設機械の取り扱いの指導」、「建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働」及び「工事施工ヤードへの仮囲いの設置」を実施します。</p>	<p>予測手法は多数の事例解析に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、建設機械の稼働に係る降下ばいじん量は、「参考となる値」以下になると考えられます。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画とし、工事施工ヤードは都市計画対象道路上を極力利用する計画としています。さらに、環境保全措置として工事中の散水、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働及び工事施工ヤードへの仮囲いの設置を実施します。</p> <p>これらのことから、建設機械の稼働に係る粉じん等の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p><基準との整合性に係る評価> 建設機械の稼働に係る粉じん等で予測した降下ばいじんにおいては、国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていません。</p> <p>建設機械の稼働に係る粉じん等の予測結果は0.4～8.6t/km²/月となり、「参考となる値」以下となります。</p> <p style="text-align: center;">単位：t/km²/月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量</th> </tr> <tr> <th>春</th> <th>夏</th> <th>秋</th> <th>冬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市川崎町A</td><td>1.7</td><td>1.4</td><td>1.9</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市川崎町B</td><td>1.0</td><td>1.3</td><td>1.3</td><td>1.1</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市川崎町C</td><td>0.9</td><td>1.4</td><td>0.8</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>4</td><td>亀山市田村町</td><td>1.1</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市西富田町</td><td>1.3</td><td>1.7</td><td>1.1</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市中富田町</td><td>0.9</td><td>1.0</td><td>1.6</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>1.3</td><td>1.8</td><td>1.1</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市庄野町A</td><td>7.1</td><td>8.6</td><td>5.9</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>9</td><td>鈴鹿市庄野町B</td><td>0.7</td><td>0.6</td><td>1.1</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>10</td><td>鈴鹿市弓削町</td><td>0.9</td><td>0.7</td><td>1.6</td><td>1.6</td></tr> </tbody> </table> <p>【参考となる値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>参考となる値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降下ばいじんの参考値</td> <td>10t/km²/月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	降下ばいじん量				春	夏	秋	冬	1	亀山市川崎町A	1.7	1.4	1.9	1.8	2	亀山市川崎町B	1.0	1.3	1.3	1.1	3	亀山市川崎町C	0.9	1.4	0.8	0.4	4	亀山市田村町	1.1	1.5	1.0	0.6	5	鈴鹿市西富田町	1.3	1.7	1.1	0.4	6	鈴鹿市中富田町	0.9	1.0	1.6	1.2	7	鈴鹿市津賀町	1.3	1.8	1.1	0.4	8	鈴鹿市庄野町A	7.1	8.6	5.9	2.3	9	鈴鹿市庄野町B	0.7	0.6	1.1	0.9	10	鈴鹿市弓削町	0.9	0.7	1.6	1.6	項目	参考となる値	降下ばいじんの参考値	10t/km ² /月
番号	予測地点	降下ばいじん量																																																																																																																																																					
		春	夏	秋	冬																																																																																																																																																		
1	亀山市川崎町A	1.7	1.4	1.9	1.8																																																																																																																																																		
2	亀山市川崎町B	1.0	1.3	1.3	1.1																																																																																																																																																		
3	亀山市川崎町C	0.9	1.4	0.8	0.4																																																																																																																																																		
4	亀山市田村町	1.1	1.5	1.0	0.6																																																																																																																																																		
5	鈴鹿市西富田町	1.3	1.7	1.1	0.4																																																																																																																																																		
6	鈴鹿市中富田町	0.9	1.0	1.6	1.2																																																																																																																																																		
7	鈴鹿市津賀町	1.3	1.8	1.1	0.4																																																																																																																																																		
8	鈴鹿市庄野町A	7.1	8.6	5.9	2.3																																																																																																																																																		
9	鈴鹿市庄野町B	0.7	0.6	1.1	0.9																																																																																																																																																		
10	鈴鹿市弓削町	0.9	0.7	1.6	1.6																																																																																																																																																		
番号	予測地点	降下ばいじん量																																																																																																																																																					
		春	夏	秋	冬																																																																																																																																																		
1	亀山市川崎町A	1.7	1.4	1.9	1.8																																																																																																																																																		
2	亀山市川崎町B	1.0	1.3	1.3	1.1																																																																																																																																																		
3	亀山市川崎町C	0.9	1.4	0.8	0.4																																																																																																																																																		
4	亀山市田村町	1.1	1.5	1.0	0.6																																																																																																																																																		
5	鈴鹿市西富田町	1.3	1.7	1.1	0.4																																																																																																																																																		
6	鈴鹿市中富田町	0.9	1.0	1.6	1.2																																																																																																																																																		
7	鈴鹿市津賀町	1.3	1.8	1.1	0.4																																																																																																																																																		
8	鈴鹿市庄野町A	7.1	8.6	5.9	2.3																																																																																																																																																		
9	鈴鹿市庄野町B	0.7	0.6	1.1	0.9																																																																																																																																																		
10	鈴鹿市弓削町	0.9	0.7	1.6	1.6																																																																																																																																																		
項目	参考となる値																																																																																																																																																						
降下ばいじんの参考値	10t/km ² /月																																																																																																																																																						

表 14-1(8) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																																																																																																																				
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																																																																																																									
大気質	粉じん等	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	<p><気象（風向及び風速）の状況> 「工事の実施（建設機械の稼働）」参照</p>	<p>工事用車両の運行に係る季節別の降下ばいじん量は、0.4～31.0t/km²/月となり、3地点において、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値を超過すると予測されます。</p> <p style="text-align: right;">単位：t/km²/月</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量</th> </tr> <tr> <th>春</th> <th>夏</th> <th>秋</th> <th>冬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀山市辺法寺町 A</td> <td>16.7</td> <td>25.1</td> <td>14.0</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀山市辺法寺町 B</td> <td>14.8</td> <td>21.2</td> <td>12.5</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>亀山市長明寺町</td> <td>5.0</td> <td>7.4</td> <td>4.1</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>5.9</td> <td>6.0</td> <td>6.5</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鈴鹿市庄野町 A</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.7</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鈴鹿市庄野町 B</td> <td>22.4</td> <td>31.0</td> <td>19.9</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鈴鹿市庄野東</td> <td>2.8</td> <td>2.2</td> <td>4.5</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>鈴鹿市甲斐町</td> <td>3.8</td> <td>5.5</td> <td>3.1</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 太字は参考となる値を超過することを示します。</p>	番号	予測地点	降下ばいじん量				春	夏	秋	冬	1	亀山市辺法寺町 A	16.7	25.1	14.0	4.5	2	亀山市辺法寺町 B	14.8	21.2	12.5	6.5	3	亀山市長明寺町	5.0	7.4	4.1	1.4	4	鈴鹿市津賀町	5.9	6.0	6.5	8.0	5	鈴鹿市庄野町 A	0.5	0.4	0.7	0.5	6	鈴鹿市庄野町 B	22.4	31.0	19.9	6.9	7	鈴鹿市庄野東	2.8	2.2	4.5	4.1	8	鈴鹿市甲斐町	3.8	5.5	3.1	1.2	<p>予測の結果、3地点で工事用車両の運行に係る降下ばいじん量が「参考となる値」を超過するものと考えられます。</p> <p>このことから、工事用車両の運行による粉じん等への環境負荷を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減することを目的として、「タイヤ等の洗浄」及び「工事用車両の運行の分散」を実施します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>環境保全措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀山市辺法寺町 A</td> <td>・タイヤ等の洗浄 ・工事用車両の運行の分散</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀山市辺法寺町 B</td> <td>・タイヤ等の洗浄 ・工事用車両の運行の分散</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鈴鹿市庄野町 B</td> <td>・タイヤ等の洗浄 ・工事用車両の運行の分散</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	環境保全措置の内容	1	亀山市辺法寺町 A	・タイヤ等の洗浄 ・工事用車両の運行の分散	2	亀山市辺法寺町 B	・タイヤ等の洗浄 ・工事用車両の運行の分散	6	鈴鹿市庄野町 B	・タイヤ等の洗浄 ・工事用車両の運行の分散	<p>予測手法は多数の事例解析に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、3地点で工事用車両の運行に係る降下ばいじん量が「参考となる値」を超過するものと考えられます。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画とし、工事用道路は新設せずに既存道路を利用する計画としています。さらに、環境保全措置として、タイヤ等の洗浄及び工事用車両の運行の分散を実施します。</p> <p>これらのことから、工事用車両の運行に係る粉じん等の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p><基準との整合性に係る評価> 工事用車両の運行に係る粉じん等で予測した降下ばいじんにおいては、国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていません。</p> <p>なお、参考として、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値と比較した結果、工事用車両の運行に係る粉じん等の予測結果は0.2～8.0t/km²/月となり、「参考となる値」以下となります。</p> <p style="text-align: right;">単位：t/km²/月</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量</th> </tr> <tr> <th>春</th> <th>夏</th> <th>秋</th> <th>冬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀山市辺法寺町 A</td> <td>0.8</td> <td>1.3</td> <td>0.7</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀山市辺法寺町 B</td> <td>0.7</td> <td>1.1</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>亀山市長明寺町</td> <td>5.0</td> <td>7.4</td> <td>4.1</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>5.9</td> <td>6.0</td> <td>6.5</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鈴鹿市庄野町 A</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.7</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鈴鹿市庄野町 B</td> <td>1.1</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鈴鹿市庄野東</td> <td>2.8</td> <td>2.2</td> <td>4.5</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>鈴鹿市甲斐町</td> <td>3.8</td> <td>5.5</td> <td>3.1</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考となる値】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>参考となる値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降下ばいじんの参考値</td> <td>10t/km²/月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	降下ばいじん量				春	夏	秋	冬	1	亀山市辺法寺町 A	0.8	1.3	0.7	0.2	2	亀山市辺法寺町 B	0.7	1.1	0.6	0.3	3	亀山市長明寺町	5.0	7.4	4.1	1.4	4	鈴鹿市津賀町	5.9	6.0	6.5	8.0	5	鈴鹿市庄野町 A	0.5	0.4	0.7	0.5	6	鈴鹿市庄野町 B	1.1	1.5	1.0	0.3	7	鈴鹿市庄野東	2.8	2.2	4.5	4.1	8	鈴鹿市甲斐町	3.8	5.5	3.1	1.2	項目	参考となる値	降下ばいじんの参考値	10t/km ² /月
				番号			予測地点	降下ばいじん量																																																																																																																																			
					春	夏		秋	冬																																																																																																																																		
				1	亀山市辺法寺町 A	16.7	25.1	14.0	4.5																																																																																																																																		
				2	亀山市辺法寺町 B	14.8	21.2	12.5	6.5																																																																																																																																		
				3	亀山市長明寺町	5.0	7.4	4.1	1.4																																																																																																																																		
				4	鈴鹿市津賀町	5.9	6.0	6.5	8.0																																																																																																																																		
				5	鈴鹿市庄野町 A	0.5	0.4	0.7	0.5																																																																																																																																		
				6	鈴鹿市庄野町 B	22.4	31.0	19.9	6.9																																																																																																																																		
				7	鈴鹿市庄野東	2.8	2.2	4.5	4.1																																																																																																																																		
8	鈴鹿市甲斐町	3.8	5.5	3.1	1.2																																																																																																																																						
番号	予測地点	環境保全措置の内容																																																																																																																																									
1	亀山市辺法寺町 A	・タイヤ等の洗浄 ・工事用車両の運行の分散																																																																																																																																									
2	亀山市辺法寺町 B	・タイヤ等の洗浄 ・工事用車両の運行の分散																																																																																																																																									
6	鈴鹿市庄野町 B	・タイヤ等の洗浄 ・工事用車両の運行の分散																																																																																																																																									
番号	予測地点	降下ばいじん量																																																																																																																																									
		春	夏	秋	冬																																																																																																																																						
1	亀山市辺法寺町 A	0.8	1.3	0.7	0.2																																																																																																																																						
2	亀山市辺法寺町 B	0.7	1.1	0.6	0.3																																																																																																																																						
3	亀山市長明寺町	5.0	7.4	4.1	1.4																																																																																																																																						
4	鈴鹿市津賀町	5.9	6.0	6.5	8.0																																																																																																																																						
5	鈴鹿市庄野町 A	0.5	0.4	0.7	0.5																																																																																																																																						
6	鈴鹿市庄野町 B	1.1	1.5	1.0	0.3																																																																																																																																						
7	鈴鹿市庄野東	2.8	2.2	4.5	4.1																																																																																																																																						
8	鈴鹿市甲斐町	3.8	5.5	3.1	1.2																																																																																																																																						
項目	参考となる値																																																																																																																																										
降下ばいじんの参考値	10t/km ² /月																																																																																																																																										

表 14-1(9) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果						
	環境要素の区分	環境要因の区分											
騒音	騒音	工事の実施 (建設機械の稼働)	<騒音の状況 (L _{A5}) > 単位：dB	建設機械の稼働に係る騒音レベルは 81～94dB となり、3 地点において基準又は目標を超過すると予測されます。 単位：dB	予測の結果、3 地点で建設機械の稼働に係る騒音が整合を図る基準又は目標を超過すると考えられます。 このことから、建設機械の稼働による騒音の影響について、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減することを目的として、「防音パネル・シートの設置」、「作業者に対する建設機械の取り扱いの指導」及び「建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働」を実施します。	予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。	<回避又は低減に係る評価> 予測の結果、3 地点で建設機械の稼働に係る騒音が整合を図る基準又は目標を超過すると考えられます。 なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画とし、工事施工ヤードは都市計画対象道路上を極力利用する計画としています。また、建設機械の稼働により発生する騒音による影響を低減するために低騒音型建設機械を採用する方針としています。さらに、環境保全措置として防音パネル・シートの設置、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導及び建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施します。なお、工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。 これらのことから、建設機械の稼働に係る騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。 <基準との整合性に係る評価> 建設機械の稼働に係る騒音の予測結果は 77～83dB となり、全ての地点において基準又は目標との整合が図られると評価します。 単位：dB						
			調査地点					昼間	番号	予測地点	予測高さ (m)	予測結果 (L _{A5} 又は L _{A, Fmax, 5})	
			調査地点					地表面の種類	番号	予測地点	環境保全措置の内容		
			亀山市川崎町					コンクリート、アスファルト又は芝地、田んぼ、草地	1	亀山市川崎町 A	防音パネル H=2.0m の設置		
			亀山市田村町					コンクリート、アスファルト又は芝地、田んぼ、草地	2	亀山市川崎町 B	防音パネル H=2.0m の設置		
			鈴鹿市中富田町					コンクリート、アスファルト又は芝地、田んぼ、草地	3	亀山市川崎町 C	防音パネル H=2.0m の設置		
			鈴鹿市津賀町					固い地面	4	亀山市田村町			
			鈴鹿市庄野町					固い地面	5	鈴鹿市西富田町			
			鈴鹿市野辺 1 丁目					コンクリート、アスファルト	6	鈴鹿市中富田町			
									7	鈴鹿市津賀町			
		8	鈴鹿市庄野町 A										
		9	鈴鹿市庄野町 B										
		10	鈴鹿市弓削町										

注) **太字**は基準又は目標を超過することを示します。

番号	予測地点	予測高さ (m)	予測結果 (L _{A5} 又は L _{A, Fmax, 5})
1	亀山市川崎町 A	1.2	83
2	亀山市川崎町 B	1.2	81
3	亀山市川崎町 C	1.2	81
4	亀山市田村町	1.2	82
5	鈴鹿市西富田町	1.2	81
6	鈴鹿市中富田町	1.2	77
7	鈴鹿市津賀町	1.2	81
8	鈴鹿市庄野町 A	1.2	83
9	鈴鹿市庄野町 B	1.2	81
10	鈴鹿市弓削町	1.2	82

【整合を図る基準又は目標】	
項目	基準値
「騒音規制法」による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと

表 14-1(10) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																																																																																
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																																																																					
騒音	騒音	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	<p><騒音の状況 (L_{Aeq}) > 単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>亀山市辺法寺町 A</td><td>63</td></tr> <tr><td>亀山市辺法寺町 B</td><td>66</td></tr> <tr><td>亀山市長明寺町</td><td>73</td></tr> <tr><td>鈴鹿市津賀町</td><td>73</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>62</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>58</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野東</td><td>66</td></tr> <tr><td>鈴鹿市甲斐町</td><td>66</td></tr> </tbody> </table>	調査地点	昼間	亀山市辺法寺町 A	63	亀山市辺法寺町 B	66	亀山市長明寺町	73	鈴鹿市津賀町	73	鈴鹿市庄野町 A	62	鈴鹿市庄野町 B	58	鈴鹿市庄野東	66	鈴鹿市甲斐町	66	<p>工事用車両の運行に係る等価騒音レベルは、59～73dB となります。</p> <p>2 地点において、予測値が要請限度を下回るものの環境基準を超過しますが、これは騒音の現況値が環境基準を超過しているためであり、工事用車両の運行に起因する騒音の増加は 1dB 未満です。</p> <p>単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>現況値</th> <th>工事用車両寄与分</th> <th>予測値 (L_{Aeq})</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市辺法寺町 A</td><td>63</td><td>+2</td><td>65</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市辺法寺町 B</td><td>66</td><td>+2</td><td>68</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市長明寺町</td><td>73</td><td>0</td><td>73</td></tr> <tr><td>4</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>73</td><td>0</td><td>73</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>62</td><td>0</td><td>62</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>58</td><td>+1</td><td>59</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市庄野東</td><td>66</td><td>+1</td><td>67</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市甲斐町</td><td>66</td><td>+1</td><td>67</td></tr> </tbody> </table> <p>注 1) 太字は基準又は目標を超過することを示します。 注 2) 工事用車両寄与分が 0 となっているのは、0.5 未満の値であることを示します。</p>	番号	予測地点	現況値	工事用車両寄与分	予測値 (L _{Aeq})	1	亀山市辺法寺町 A	63	+2	65	2	亀山市辺法寺町 B	66	+2	68	3	亀山市長明寺町	73	0	73	4	鈴鹿市津賀町	73	0	73	5	鈴鹿市庄野町 A	62	0	62	6	鈴鹿市庄野町 B	58	+1	59	7	鈴鹿市庄野東	66	+1	67	8	鈴鹿市甲斐町	66	+1	67	<p>予測の結果、2 地点において、工事用車両の運行に係る騒音が要請限度を下回るものの環境基準を超過すると考えられます。</p> <p>これは、騒音の現況値が環境基準を超過しているためであり、工事用車両の運行に起因する騒音の増加ではありませんが、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、「工事用車両の運行の分散」及び「作業員に対する工事用車両の運行の指導」を実施します。</p>	<p>予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、2 地点において、工事用車両の運行に係る騒音が要請限度を下回るものの環境基準を超過すると考えられます。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画とし、工事用道路は新設せず既存道路を利用する計画としています。さらに、環境保全措置として工事用車両の運行の分散及び作業員に対する工事用車両の運行の指導を実施します。</p> <p>これらのことから、工事用車両の運行に係る騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p><基準との整合性に係る評価> 工事用車両の運行に係る騒音の予測結果は、予測地点 1、2、5～8 については 59～68dB となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。</p> <p>なお、予測地点 3、4 については、予測結果 (L_{Aeq}) が 73dB となり、環境基準を超過しますが、現況騒音が環境基準を超過しており、工事用車両の運行に係る騒音レベルの増加は 1dB 未満であること、また、要請限度以下であることから、現況に対する負荷は少ないと評価します。</p> <p>単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>予測結果 (L_{Aeq})</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市辺法寺町 A</td><td>65</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市辺法寺町 B</td><td>68</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市長明寺町</td><td>73</td></tr> <tr><td>4</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>73</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>62</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>59</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市庄野東</td><td>67</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市甲斐町</td><td>67</td></tr> </tbody> </table> <p>注) 太字は基準又は目標を超過することを示します。</p> <p>【整合を図る基準又は目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「騒音規制法」による要請限度</td> <td>B 類型 (2 車線) : 75dB 以下 幹線交通を担う道路に近接する区域 : 75dB 以下</td> </tr> <tr> <td>「騒音に係る環境基準について」による基準値</td> <td>B 類型 : 65dB 以下 幹線交通を担う道路に近接する空間 : 70dB 以下</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	予測結果 (L _{Aeq})	1	亀山市辺法寺町 A	65	2	亀山市辺法寺町 B	68	3	亀山市長明寺町	73	4	鈴鹿市津賀町	73	5	鈴鹿市庄野町 A	62	6	鈴鹿市庄野町 B	59	7	鈴鹿市庄野東	67	8	鈴鹿市甲斐町	67	項目	基準値	「騒音規制法」による要請限度	B 類型 (2 車線) : 75dB 以下 幹線交通を担う道路に近接する区域 : 75dB 以下	「騒音に係る環境基準について」による基準値	B 類型 : 65dB 以下 幹線交通を担う道路に近接する空間 : 70dB 以下
			調査地点	昼間																																																																																																			
			亀山市辺法寺町 A	63																																																																																																			
			亀山市辺法寺町 B	66																																																																																																			
			亀山市長明寺町	73																																																																																																			
			鈴鹿市津賀町	73																																																																																																			
			鈴鹿市庄野町 A	62																																																																																																			
			鈴鹿市庄野町 B	58																																																																																																			
			鈴鹿市庄野東	66																																																																																																			
			鈴鹿市甲斐町	66																																																																																																			
番号	予測地点	現況値	工事用車両寄与分	予測値 (L _{Aeq})																																																																																																			
1	亀山市辺法寺町 A	63	+2	65																																																																																																			
2	亀山市辺法寺町 B	66	+2	68																																																																																																			
3	亀山市長明寺町	73	0	73																																																																																																			
4	鈴鹿市津賀町	73	0	73																																																																																																			
5	鈴鹿市庄野町 A	62	0	62																																																																																																			
6	鈴鹿市庄野町 B	58	+1	59																																																																																																			
7	鈴鹿市庄野東	66	+1	67																																																																																																			
8	鈴鹿市甲斐町	66	+1	67																																																																																																			
番号	予測地点	予測結果 (L _{Aeq})																																																																																																					
1	亀山市辺法寺町 A	65																																																																																																					
2	亀山市辺法寺町 B	68																																																																																																					
3	亀山市長明寺町	73																																																																																																					
4	鈴鹿市津賀町	73																																																																																																					
5	鈴鹿市庄野町 A	62																																																																																																					
6	鈴鹿市庄野町 B	59																																																																																																					
7	鈴鹿市庄野東	67																																																																																																					
8	鈴鹿市甲斐町	67																																																																																																					
項目	基準値																																																																																																						
「騒音規制法」による要請限度	B 類型 (2 車線) : 75dB 以下 幹線交通を担う道路に近接する区域 : 75dB 以下																																																																																																						
「騒音に係る環境基準について」による基準値	B 類型 : 65dB 以下 幹線交通を担う道路に近接する空間 : 70dB 以下																																																																																																						
			<p><沿道の状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査地点</th> <th colspan="3">道路の状況</th> </tr> <tr> <th colspan="2">日交通量 (台)</th> <th rowspan="2">走行速度 (km/h)</th> </tr> <tr> <th>小型車類</th> <th>大型車類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>亀山市辺法寺町 A</td><td>3,412</td><td>164</td><td>49</td></tr> <tr><td>亀山市辺法寺町 B</td><td>3,391</td><td>250</td><td>47</td></tr> <tr><td>亀山市長明寺町</td><td>12,192</td><td>2,607</td><td>58</td></tr> <tr><td>鈴鹿市津賀町</td><td>17,953</td><td>3,777</td><td>61</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>2,443</td><td>96</td><td>51</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>19,224</td><td>12,352</td><td>54</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野東</td><td>6,638</td><td>484</td><td>46</td></tr> <tr><td>鈴鹿市甲斐町</td><td>7,975</td><td>554</td><td>54</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>地表面の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>亀山市辺法寺町 A</td><td>コンクリート、アスファルト</td></tr> <tr><td>亀山市辺法寺町 B</td><td>コンクリート、アスファルト</td></tr> <tr><td>亀山市長明寺町</td><td>コンクリート、アスファルト</td></tr> <tr><td>鈴鹿市津賀町</td><td>コンクリート、アスファルト</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>コンクリート、アスファルト</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>コンクリート、アスファルト</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野東</td><td>コンクリート、アスファルト</td></tr> <tr><td>鈴鹿市甲斐町</td><td>コンクリート、アスファルト</td></tr> </tbody> </table>	調査地点	道路の状況			日交通量 (台)		走行速度 (km/h)	小型車類	大型車類	亀山市辺法寺町 A	3,412	164	49	亀山市辺法寺町 B	3,391	250	47	亀山市長明寺町	12,192	2,607	58	鈴鹿市津賀町	17,953	3,777	61	鈴鹿市庄野町 A	2,443	96	51	鈴鹿市庄野町 B	19,224	12,352	54	鈴鹿市庄野東	6,638	484	46	鈴鹿市甲斐町	7,975	554	54	調査地点	地表面の種類	亀山市辺法寺町 A	コンクリート、アスファルト	亀山市辺法寺町 B	コンクリート、アスファルト	亀山市長明寺町	コンクリート、アスファルト	鈴鹿市津賀町	コンクリート、アスファルト	鈴鹿市庄野町 A	コンクリート、アスファルト	鈴鹿市庄野町 B	コンクリート、アスファルト	鈴鹿市庄野東	コンクリート、アスファルト	鈴鹿市甲斐町	コンクリート、アスファルト																																									
調査地点	道路の状況																																																																																																						
	日交通量 (台)		走行速度 (km/h)																																																																																																				
	小型車類	大型車類																																																																																																					
亀山市辺法寺町 A	3,412	164	49																																																																																																				
亀山市辺法寺町 B	3,391	250	47																																																																																																				
亀山市長明寺町	12,192	2,607	58																																																																																																				
鈴鹿市津賀町	17,953	3,777	61																																																																																																				
鈴鹿市庄野町 A	2,443	96	51																																																																																																				
鈴鹿市庄野町 B	19,224	12,352	54																																																																																																				
鈴鹿市庄野東	6,638	484	46																																																																																																				
鈴鹿市甲斐町	7,975	554	54																																																																																																				
調査地点	地表面の種類																																																																																																						
亀山市辺法寺町 A	コンクリート、アスファルト																																																																																																						
亀山市辺法寺町 B	コンクリート、アスファルト																																																																																																						
亀山市長明寺町	コンクリート、アスファルト																																																																																																						
鈴鹿市津賀町	コンクリート、アスファルト																																																																																																						
鈴鹿市庄野町 A	コンクリート、アスファルト																																																																																																						
鈴鹿市庄野町 B	コンクリート、アスファルト																																																																																																						
鈴鹿市庄野東	コンクリート、アスファルト																																																																																																						
鈴鹿市甲斐町	コンクリート、アスファルト																																																																																																						

表 14-1(11) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果						
	環境要素の区分	環境要因の区分											
騒音	騒音	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<騒音の状況 (L _{Aeq}) > 単位：dB	自動車の走行に係る等価騒音レベル (L _{Aeq}) は、地上1.2mで昼間が53～72dB（近接空間）及び52～68dB（背後地）、夜間が50～70dB（近接空間）及び51～65dB（背後地）、地上4.2mで昼間が54～72dB（近接空間）及び53～68dB（背後地）、夜間が53～70dB（近接空間）及び51～66dB（背後地）となります。 3地点において、整合を図る基準又は目標である値を超過すると予測されます。 単位：dB	予測の結果、3地点で自動車の走行に係る騒音が整合を図る基準又は目標を超過するものと考えられます。 このことから、自動車の走行による騒音の影響について、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減することを目的として、「遮音壁の設置」を実施します。遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とします。	予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。	<回避又は低減に係る評価> 予測の結果、4地点で自動車の走行に係る騒音が整合を図る基準又は目標を超過するものと考えられます。 なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画としています。さらに、環境保全措置として遮音壁の設置を講じます。 これらのことから、自動車の走行に係る騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。						
			調査地点					昼間	夜間	番号	予測地点	環境保全措置の内容	
			調査地点					平均階数	影響を受けやすい面	1	亀山市川崎町A	盛土法肩に路面からH=3.0mの遮音壁を設置	
			亀山市川崎町					2	道路面に窓が面している	近接空間	昼間		4.2m
			亀山市川崎町B					2		背後地	昼間	4.2m	57
			(仮称)川崎下庄線IC					2		近接空間	夜間	4.2m	58
			亀山市田村町A					2		背後地	夜間	1.2m	57
			亀山市田村町B					2		近接空間	昼間	4.2m	57
			鈴鹿市西富田町					2		背後地	昼間	1.2m	56
			鈴鹿市中富田町					2		近接空間	夜間	4.2m	56
(仮称)鈴鹿中央線IC	2	背後地	夜間	1.2m	55								
鈴鹿市庄野町	2	近接空間	昼間	4.2m	60								
(仮称)加佐登鼓ヶ浦線IC	2	背後地	昼間	1.2m	58								
鈴鹿市弓削町	2	近接空間	夜間	4.2m	58								
			2	亀山市川崎町B	盛土法肩に路面からH=3.0mの遮音壁を設置								
調査地点	地表面の種類		近接空間	昼間		4.2m	60						
亀山市川崎町A	固い地面		背後地	昼間	1.2m	58							
亀山市川崎町B	固い地面		近接空間	夜間	4.2m	58							
(仮称)川崎下庄線IC	固い地面		背後地	夜間	1.2m	56							
亀山市田村町A	固い地面		近接空間	昼間	4.2m	56							
亀山市田村町B	固い地面		背後地	昼間	1.2m	58							
鈴鹿市西富田町	固い地面		近接空間	夜間	4.2m	58							
鈴鹿市中富田町	固い地面		背後地	夜間	1.2m	56							
(仮称)鈴鹿中央線IC	固い地面		近接空間	昼間	4.2m	55							
鈴鹿市庄野町	固い地面		背後地	昼間	1.2m	53							
(仮称)加佐登鼓ヶ浦線IC	固い地面		近接空間	夜間	4.2m	53							
鈴鹿市弓削町	固い地面		背後地	夜間	1.2m	50							
			3	(仮称)川崎下庄線IC	盛土法肩に路面からH=3.0mの遮音壁を設置								
調査地点	地表面の種類		近接空間	昼間		4.2m	69						
亀山市川崎町A	固い地面		背後地	昼間	1.2m	65							
亀山市川崎町B	固い地面		近接空間	夜間	4.2m	67							
(仮称)川崎下庄線IC	固い地面		背後地	夜間	1.2m	63							
亀山市田村町A	固い地面		近接空間	昼間	4.2m	68							
亀山市田村町B	固い地面		背後地	昼間	1.2m	66							
鈴鹿市西富田町	固い地面		近接空間	夜間	4.2m	66							
鈴鹿市中富田町	固い地面		背後地	夜間	1.2m	63							
(仮称)鈴鹿中央線IC	固い地面		近接空間	昼間	4.2m	69							
鈴鹿市庄野町	固い地面		背後地	昼間	1.2m	65							
(仮称)加佐登鼓ヶ浦線IC	固い地面		近接空間	夜間	4.2m	67							
鈴鹿市弓削町	固い地面		背後地	夜間	1.2m	63							
			4	亀山市田村町A	盛土法肩に路面からH=3.0mの遮音壁を設置								
調査地点	地表面の種類		近接空間	昼間		4.2m	69						
亀山市川崎町A	固い地面		背後地	昼間	1.2m	65							
亀山市川崎町B	固い地面		近接空間	夜間	4.2m	67							
(仮称)川崎下庄線IC	固い地面		背後地	夜間	1.2m	63							
亀山市田村町A	固い地面		近接空間	昼間	4.2m	68							
亀山市田村町B	固い地面		背後地	昼間	1.2m	66							
鈴鹿市西富田町	固い地面		近接空間	夜間	4.2m	66							
鈴鹿市中富田町	固い地面		背後地	夜間	1.2m	63							
(仮称)鈴鹿中央線IC	固い地面		近接空間	昼間	4.2m	69							
鈴鹿市庄野町	固い地面		背後地	昼間	1.2m	65							
(仮称)加佐登鼓ヶ浦線IC	固い地面		近接空間	夜間	4.2m	67							
鈴鹿市弓削町	固い地面		背後地	夜間	1.2m	63							

注) 太字は基準又は目標を超過することを示します。
(続く)

単位：dB					
番号	予測地点		時間区分	予測高さ	予測値 (L _{Aeq})
1	亀山市川崎町A	近接空間	昼間	4.2m	59
				1.2m	58
			背後地	昼間	4.2m
		1.2m			56
		背後地		夜間	4.2m
			1.2m		55
2	亀山市川崎町B		近接空間	昼間	4.2m
		1.2m			58
		背後地		昼間	4.2m
			1.2m		56
			背後地	夜間	4.2m
		1.2m			58
背後地	夜間	4.2m		58	
		1.2m	56		

(続く)

表 14-1(13) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果					環境保全措置	事後調査	評価結果					
	環境要素の区分	環境要因の区分		番号	予測地点	時間区分	予測高さ	予測値 (L _{Aeq})			番号	予測地点	時間区分	予測高さ	予測値 (L _{Aeq})	
騒音	騒音	土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)	単位：dB													
			10-1	(仮称)加佐登鼓ヶ浦線 IC	近接空間	昼間	4.2m	63	夜間	4.2m	60	背後地	昼間	4.2m	61	
			1.2m			62	1.2m	59		1.2m	57					
			4.2m		60	4.2m	56	4.2m	54	1.2m	54					
			10-2		(仮称)加佐登鼓ヶ浦線 IC	近接空間	昼間	4.2m	61	夜間	4.2m	58	背後地	昼間	4.2m	58
			1.2m				60	1.2m	57		1.2m	56				
			4.2m			58	4.2m	56	4.2m	55	1.2m	54				
			1.2m	57		1.2m	56	1.2m	54	1.2m	54					
			11	鈴鹿市弓削町		近接空間	昼間	4.2m	66	夜間	4.2m	63	背後地	昼間	4.2m	63
			1.2m				59	1.2m	57		1.2m	59				
			4.2m		63	4.2m	60	4.2m	57	1.2m	57					
			1.2m		57	1.2m	59	1.2m	57	1.2m	57					
			12		(仮称)北勢バイパス IC	近接空間	昼間	4.2m	63	夜間	4.2m	60	背後地	昼間	4.2m	62
			1.2m				59	1.2m	57		1.2m	59				
			4.2m	60		4.2m	60	4.2m	56	1.2m	56					
			1.2m	57		1.2m	60	1.2m	56	1.2m	54					
			10-1	(仮称)加佐登鼓ヶ浦線 IC		近接空間	昼間	4.2m	63	夜間	4.2m	60	背後地	昼間	4.2m	61
			1.2m				62	1.2m	59		1.2m	57				
			4.2m		60	4.2m	56	4.2m	54	1.2m	54					
			1.2m		59	1.2m	56	1.2m	54	1.2m	54					
			10-2		(仮称)加佐登鼓ヶ浦線 IC	近接空間	昼間	4.2m	61	夜間	4.2m	58	背後地	昼間	4.2m	58
			1.2m				60	1.2m	57		1.2m	56				
			4.2m	58		4.2m	56	4.2m	56	1.2m	54					
			1.2m	57		1.2m	56	1.2m	54	1.2m	54					

注) **太字**は基準又は目標を超過することを示します。

(続く)

表 14-1(14) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果						
	環境要素の区分	環境要因の区分					番号	予測地点	時間区分	予測高さ	予測値 (L _{Aeq})		
騒音	騒音	土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)					単位：dB						
							11	鈴鹿市弓削町	近接空間	昼間	4.2m	66	
										夜間	4.2m	63	
										夜間	1.2m	57	
									背後地	昼間	4.2m	63	
										夜間	4.2m	60	
										夜間	1.2m	57	
							12	(仮称)北勢バイパス IC	近接空間	昼間	4.2m	63	
										夜間	4.2m	60	
										夜間	1.2m	57	
									背後地	昼間	4.2m	62	
										夜間	4.2m	60	
										夜間	1.2m	57	
							【整合を図る基準又は目標】						
							項目		基準値				
							「騒音に係る環境基準について」による幹線交通を担う道路に近接する空間の基準		昼間	70dB 以下			
									夜間	65dB 以下			
							「騒音に係る環境基準について」による道路に面する地域の基準値		昼間	A 地域：60dB 以下 B 地域：65dB 以下			
									夜間	A 地域：55dB 以下 B 地域：60dB 以下			

表 14-1(15) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果					
	環境要素の区分	環境要因の区分										
振動	振動	工事の実施 (建設機械の稼働)	<地盤の状況>	建設機械の稼働に係る振動レベルは、51～63dB となり、全ての予測地点において基準又は目標以下になると予測されます。 単位：dB	予測の結果、建設機械の稼働に係る振動は、整合を図る基準又は目標である値以下になると予測されますが、振動の影響が生じることも考えられます。 このことから、建設機械の稼働による振動の影響について、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減することを目的として、「作業者に対する建設機械の取り扱いの指導」及び「建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働」を実施します。	予測手法は多数の事例解析に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。	<回避又は低減に係る評価> 予測の結果、建設機械の稼働に係る振動は、整合を図る基準又は目標である値以下になると考えられます。 なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画とし、工事施工ヤードは都市計画対象道路上を極力利用する計画としています。また、建設機械の稼働により発生する振動を低減するために低振動型建設機械を採用する方針としています。さらに、環境保全措置として作業者に対する建設機械の取り扱いの指導及び建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施します。 これらのことから、建設機械の稼働に係る振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されていると評価します。 <基準との整合性に係る評価> 建設機械の稼働に係る振動の予測結果は 51～63dB となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。 単位：dB					
			調査地点					地盤種別	番号	予測地点	ユニット	予測結果 (L ₁₀)
			亀山市川崎町					未固結地盤	1	亀山市川崎町A	オールケーシング工	58
			亀山市田村町					未固結地盤	2	亀山市川崎町B	盛土 (路体、路床)	63
			鈴鹿市中富田町					未固結地盤	3	亀山市川崎町C	盛土 (路体、路床)	63
			鈴鹿市津賀町					未固結地盤	4	亀山市田村町	盛土 (路体、路床)	63
			鈴鹿市庄野町					未固結地盤	5	鈴鹿市西富田町	盛土 (路体、路床)	63
			鈴鹿市野辺1丁目					未固結地盤	6	鈴鹿市中富田町	オールケーシング工	51
									7	鈴鹿市津賀町	盛土 (路体、路床)	63
									8	鈴鹿市庄野町A	オールケーシング工	57
		9	鈴鹿市庄野町B	盛土 (路体、路床)	63							
		10	鈴鹿市弓削町	盛土 (路体、路床)	63							
							番号 予測地点 ユニット 予測結果 (L ₁₀)					
							1 亀山市川崎町A オールケーシング工 58 2 亀山市川崎町B 盛土 (路体、路床) 63 3 亀山市川崎町C 盛土 (路体、路床) 63 4 亀山市田村町 盛土 (路体、路床) 63 5 鈴鹿市西富田町 盛土 (路体、路床) 63 6 鈴鹿市中富田町 オールケーシング工 51 7 鈴鹿市津賀町 盛土 (路体、路床) 63 8 鈴鹿市庄野町A オールケーシング工 57 9 鈴鹿市庄野町B 盛土 (路体、路床) 63 10 鈴鹿市弓削町 盛土 (路体、路床) 63					
							【整合を図る基準又は目標】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「振動規制法」による特定建設作業の規制に関する基準</td> <td>特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	「振動規制法」による特定建設作業の規制に関する基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと	
項目	基準値											
「振動規制法」による特定建設作業の規制に関する基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと											

表 14-1(16) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																																																																																																																											
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																																																																																																																
振動	振動	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	<p><振動の状況 (L₁₀) > ・振動レベル (L₁₀)</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>亀山市辺法寺町 A</td><td>30 未満</td></tr> <tr><td>亀山市辺法寺町 B</td><td>34</td></tr> <tr><td>亀山市長明寺町</td><td>46</td></tr> <tr><td>鈴鹿市津賀町</td><td>34</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>39</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>41</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野東</td><td>32</td></tr> <tr><td>鈴鹿市甲斐町</td><td>37</td></tr> </tbody> </table> <p>・交通量</p> <p style="text-align: right;">単位：台/日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>小型車類</th> <th>大型車類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>亀山市辺法寺町 A</td><td>3,412</td><td>164</td></tr> <tr><td>亀山市辺法寺町 B</td><td>3,391</td><td>250</td></tr> <tr><td>亀山市長明寺町</td><td>12,192</td><td>2,607</td></tr> <tr><td>鈴鹿市津賀町</td><td>17,953</td><td>3,777</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>2,443</td><td>96</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>19,224</td><td>12,352</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野東</td><td>6,638</td><td>484</td></tr> <tr><td>鈴鹿市甲斐町</td><td>7,975</td><td>554</td></tr> </tbody> </table> <p><地盤の状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>地盤種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>亀山市辺法寺町 A</td><td>砂地盤</td></tr> <tr><td>亀山市辺法寺町 B</td><td>砂地盤</td></tr> <tr><td>亀山市長明寺町</td><td>砂地盤</td></tr> <tr><td>鈴鹿市津賀町</td><td>砂地盤</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>砂地盤</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>砂地盤</td></tr> <tr><td>鈴鹿市庄野東</td><td>砂地盤</td></tr> <tr><td>鈴鹿市甲斐町</td><td>砂地盤</td></tr> </tbody> </table>	調査地点	昼間	亀山市辺法寺町 A	30 未満	亀山市辺法寺町 B	34	亀山市長明寺町	46	鈴鹿市津賀町	34	鈴鹿市庄野町 A	39	鈴鹿市庄野町 B	41	鈴鹿市庄野東	32	鈴鹿市甲斐町	37	調査地点	小型車類	大型車類	亀山市辺法寺町 A	3,412	164	亀山市辺法寺町 B	3,391	250	亀山市長明寺町	12,192	2,607	鈴鹿市津賀町	17,953	3,777	鈴鹿市庄野町 A	2,443	96	鈴鹿市庄野町 B	19,224	12,352	鈴鹿市庄野東	6,638	484	鈴鹿市甲斐町	7,975	554	調査地点	地盤種別	亀山市辺法寺町 A	砂地盤	亀山市辺法寺町 B	砂地盤	亀山市長明寺町	砂地盤	鈴鹿市津賀町	砂地盤	鈴鹿市庄野町 A	砂地盤	鈴鹿市庄野町 B	砂地盤	鈴鹿市庄野東	砂地盤	鈴鹿市甲斐町	砂地盤	<p>工事用車両の運行に係る振動レベルは、37～49dB となり、全ての地点において基準又は目標以下になると予測されます。</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>現況値 (L₁₀)</th> <th>予測値 (L₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市辺法寺町 A</td><td>30 未満</td><td>37</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市辺法寺町 B</td><td>35</td><td>40</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市長明寺町</td><td>48</td><td>49</td></tr> <tr><td>4</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>36</td><td>37</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>41</td><td>42</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>42</td><td>43</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市庄野東</td><td>35</td><td>37</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市甲斐町</td><td>39</td><td>40</td></tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	現況値 (L ₁₀)	予測値 (L ₁₀)	1	亀山市辺法寺町 A	30 未満	37	2	亀山市辺法寺町 B	35	40	3	亀山市長明寺町	48	49	4	鈴鹿市津賀町	36	37	5	鈴鹿市庄野町 A	41	42	6	鈴鹿市庄野町 B	42	43	7	鈴鹿市庄野東	35	37	8	鈴鹿市甲斐町	39	40	<p>予測の結果、工事用車両の運行に係る振動は、整合を図る基準又は目標である値以下になると予測されますが、振動の影響が生じることも考えられます。</p> <p>このことから、工事用車両の運行に係る振動の影響について、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減することを目的として、「工事用車両の運行の分散」及び「作業者に対する工事用車両の運行の指導」を実施します。</p>	<p>予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、工事用車両の運行に係る振動は、整合を図る基準又は目標である値以下になると考えられます。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画とし、工事用道路は既存道路を利用する計画としています。さらに、環境保全措置として工事用車両の運行の分散及び作業者に対する工事用車両の運行の指導を実施します。</p> <p>これらのことから、工事用車両の運行に係る振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p><基準との整合性に係る評価> 工事用車両の運行に係る振動の予測結果は 37～49dB となり、全ての地点において基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>現況値 (L₁₀)</th> <th>予測値 (L₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>亀山市辺法寺町 A</td><td>30 未満</td><td>37</td></tr> <tr><td>2</td><td>亀山市辺法寺町 B</td><td>35</td><td>40</td></tr> <tr><td>3</td><td>亀山市長明寺町</td><td>48</td><td>49</td></tr> <tr><td>4</td><td>鈴鹿市津賀町</td><td>36</td><td>37</td></tr> <tr><td>5</td><td>鈴鹿市庄野町 A</td><td>41</td><td>42</td></tr> <tr><td>6</td><td>鈴鹿市庄野町 B</td><td>42</td><td>43</td></tr> <tr><td>7</td><td>鈴鹿市庄野東</td><td>35</td><td>37</td></tr> <tr><td>8</td><td>鈴鹿市甲斐町</td><td>39</td><td>40</td></tr> </tbody> </table> <p>【整合を図る基準又は目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号) 第十二条に基づく道路交通振動の限度</td> <td>65dB 以下</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	現況値 (L ₁₀)	予測値 (L ₁₀)	1	亀山市辺法寺町 A	30 未満	37	2	亀山市辺法寺町 B	35	40	3	亀山市長明寺町	48	49	4	鈴鹿市津賀町	36	37	5	鈴鹿市庄野町 A	41	42	6	鈴鹿市庄野町 B	42	43	7	鈴鹿市庄野東	35	37	8	鈴鹿市甲斐町	39	40	項目	基準値	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号) 第十二条に基づく道路交通振動の限度	65dB 以下
調査地点	昼間																																																																																																																																																	
亀山市辺法寺町 A	30 未満																																																																																																																																																	
亀山市辺法寺町 B	34																																																																																																																																																	
亀山市長明寺町	46																																																																																																																																																	
鈴鹿市津賀町	34																																																																																																																																																	
鈴鹿市庄野町 A	39																																																																																																																																																	
鈴鹿市庄野町 B	41																																																																																																																																																	
鈴鹿市庄野東	32																																																																																																																																																	
鈴鹿市甲斐町	37																																																																																																																																																	
調査地点	小型車類	大型車類																																																																																																																																																
亀山市辺法寺町 A	3,412	164																																																																																																																																																
亀山市辺法寺町 B	3,391	250																																																																																																																																																
亀山市長明寺町	12,192	2,607																																																																																																																																																
鈴鹿市津賀町	17,953	3,777																																																																																																																																																
鈴鹿市庄野町 A	2,443	96																																																																																																																																																
鈴鹿市庄野町 B	19,224	12,352																																																																																																																																																
鈴鹿市庄野東	6,638	484																																																																																																																																																
鈴鹿市甲斐町	7,975	554																																																																																																																																																
調査地点	地盤種別																																																																																																																																																	
亀山市辺法寺町 A	砂地盤																																																																																																																																																	
亀山市辺法寺町 B	砂地盤																																																																																																																																																	
亀山市長明寺町	砂地盤																																																																																																																																																	
鈴鹿市津賀町	砂地盤																																																																																																																																																	
鈴鹿市庄野町 A	砂地盤																																																																																																																																																	
鈴鹿市庄野町 B	砂地盤																																																																																																																																																	
鈴鹿市庄野東	砂地盤																																																																																																																																																	
鈴鹿市甲斐町	砂地盤																																																																																																																																																	
番号	予測地点	現況値 (L ₁₀)	予測値 (L ₁₀)																																																																																																																																															
1	亀山市辺法寺町 A	30 未満	37																																																																																																																																															
2	亀山市辺法寺町 B	35	40																																																																																																																																															
3	亀山市長明寺町	48	49																																																																																																																																															
4	鈴鹿市津賀町	36	37																																																																																																																																															
5	鈴鹿市庄野町 A	41	42																																																																																																																																															
6	鈴鹿市庄野町 B	42	43																																																																																																																																															
7	鈴鹿市庄野東	35	37																																																																																																																																															
8	鈴鹿市甲斐町	39	40																																																																																																																																															
番号	予測地点	現況値 (L ₁₀)	予測値 (L ₁₀)																																																																																																																																															
1	亀山市辺法寺町 A	30 未満	37																																																																																																																																															
2	亀山市辺法寺町 B	35	40																																																																																																																																															
3	亀山市長明寺町	48	49																																																																																																																																															
4	鈴鹿市津賀町	36	37																																																																																																																																															
5	鈴鹿市庄野町 A	41	42																																																																																																																																															
6	鈴鹿市庄野町 B	42	43																																																																																																																																															
7	鈴鹿市庄野東	35	37																																																																																																																																															
8	鈴鹿市甲斐町	39	40																																																																																																																																															
項目	基準値																																																																																																																																																	
「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号) 第十二条に基づく道路交通振動の限度	65dB 以下																																																																																																																																																	

表 14-1(17) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																																																																																																																																															
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																																																																																																																																				
振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<p><振動の状況 (L₁₀) > 単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀山市川崎町</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>亀山市田村町</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市中富田町</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市庄野町</td> <td>32</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市野辺1丁目</td> <td>30 未満</td> <td>30 未満</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	昼間	夜間	亀山市川崎町	30 未満	30 未満	亀山市田村町	30 未満	30 未満	鈴鹿市中富田町	30 未満	30 未満	鈴鹿市津賀町	30 未満	30 未満	鈴鹿市庄野町	32	31	鈴鹿市野辺1丁目	30 未満	30 未満	<p>自動車の走行に係る振動レベルは、昼間が 32～45dB、夜間が 30～44dB となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。 全ての地点において、整合を図る基準又は目標である値以下になると予測されます。</p>	<p>予測の結果、自動車の走行に係る振動は、整合を図る基準又は目標である値以下になると予測されますが、振動の影響が生じることも考えられます。 このことから、自動車の走行に係る振動について、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、「高架のジョイント削減」を可能な限り実施します。</p>	<p>予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、自動車の走行に係る振動は、整合を図る基準又は目標である値以下になると考えられます。 なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画としています。さらに、環境保全措置として高架のジョイント削減を実施します。 これらのことから、自動車の走行に係る振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。</p> <p><基準との整合性に係る評価> 各予測地点における自動車の走行に係る振動の予測結果は昼間が 32～45dB、夜間が 30～44dB となり、基準又は目標との整合が図られていると評価します。</p>																																																																																																																																										
			調査地点	昼間	夜間																																																																																																																																																																	
			亀山市川崎町	30 未満	30 未満																																																																																																																																																																	
			亀山市田村町	30 未満	30 未満																																																																																																																																																																	
			鈴鹿市中富田町	30 未満	30 未満																																																																																																																																																																	
			鈴鹿市津賀町	30 未満	30 未満																																																																																																																																																																	
			鈴鹿市庄野町	32	31																																																																																																																																																																	
			鈴鹿市野辺1丁目	30 未満	30 未満																																																																																																																																																																	
			<p><地盤の状況> ・地盤種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>地盤種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀山市川崎町</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>県道辺法寺加佐登停車場線</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>一般国道 306 号</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>亀山市田村町</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市中富田町</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市津賀町</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>市道庄野津賀線</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>県道三行庄野線</td> <td>砂地盤</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	地盤種別	亀山市川崎町	砂地盤	県道辺法寺加佐登停車場線	砂地盤	一般国道 306 号	砂地盤	亀山市田村町	砂地盤	鈴鹿市中富田町	砂地盤	鈴鹿市津賀町	砂地盤	市道庄野津賀線	砂地盤	県道三行庄野線	砂地盤	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>予測値 (L₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">亀山市川崎町 A</td> <td>昼間</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">亀山市川崎町 B</td> <td>昼間</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">亀山市川崎町 C</td> <td>昼間</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">亀山市田村町</td> <td>昼間</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">鈴鹿市西富田町</td> <td>昼間</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">鈴鹿市中富田町</td> <td>昼間</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td rowspan="2">鈴鹿市津賀町</td> <td>昼間</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8</td> <td rowspan="2">鈴鹿市庄野町 A</td> <td>昼間</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td rowspan="2">鈴鹿市庄野町 B</td> <td>昼間</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td rowspan="2">鈴鹿市弓削町</td> <td>昼間</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11</td> <td rowspan="2">鈴鹿市野辺町</td> <td>昼間</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	時間区分				予測値 (L ₁₀)	1	亀山市川崎町 A	昼間	45	夜間	44	2	亀山市川崎町 B	昼間	39	夜間	38	3	亀山市川崎町 C	昼間	39	夜間	38	4	亀山市田村町	昼間	38	夜間	37	5	鈴鹿市西富田町	昼間	33	夜間	32	6	鈴鹿市中富田町	昼間	44	夜間	42	7	鈴鹿市津賀町	昼間	32	夜間	30	8	鈴鹿市庄野町 A	昼間	44	夜間	43	9	鈴鹿市庄野町 B	昼間	40	夜間	38	10	鈴鹿市弓削町	昼間	35	夜間	34	11	鈴鹿市野辺町	昼間	43	夜間	42	<p>単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>予測値 (L₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">亀山市川崎町 A</td> <td>昼間</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">亀山市川崎町 B</td> <td>昼間</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">亀山市川崎町 C</td> <td>昼間</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">亀山市田村町</td> <td>昼間</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">鈴鹿市西富田町</td> <td>昼間</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">鈴鹿市中富田町</td> <td>昼間</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td rowspan="2">鈴鹿市津賀町</td> <td>昼間</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8</td> <td rowspan="2">鈴鹿市庄野町 A</td> <td>昼間</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td rowspan="2">鈴鹿市庄野町 B</td> <td>昼間</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td rowspan="2">鈴鹿市弓削町</td> <td>昼間</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11</td> <td rowspan="2">鈴鹿市野辺町</td> <td>昼間</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	時間区分	予測値 (L ₁₀)	1	亀山市川崎町 A	昼間	45	夜間	44	2	亀山市川崎町 B	昼間	39	夜間	38	3	亀山市川崎町 C	昼間	39	夜間	38	4	亀山市田村町	昼間	38	夜間	37	5	鈴鹿市西富田町	昼間	33	夜間	32	6	鈴鹿市中富田町	昼間	44	夜間	42	7	鈴鹿市津賀町	昼間	32	夜間	30	8	鈴鹿市庄野町 A	昼間	44	夜間	43	9	鈴鹿市庄野町 B	昼間	40	夜間	38	10	鈴鹿市弓削町	昼間	35	夜間	34	11	鈴鹿市野辺町	昼間	43	夜間	42
			調査地点	地盤種別																																																																																																																																																																		
			亀山市川崎町	砂地盤																																																																																																																																																																		
			県道辺法寺加佐登停車場線	砂地盤																																																																																																																																																																		
一般国道 306 号	砂地盤																																																																																																																																																																					
亀山市田村町	砂地盤																																																																																																																																																																					
鈴鹿市中富田町	砂地盤																																																																																																																																																																					
鈴鹿市津賀町	砂地盤																																																																																																																																																																					
市道庄野津賀線	砂地盤																																																																																																																																																																					
県道三行庄野線	砂地盤																																																																																																																																																																					
番号	予測地点	時間区分	予測値 (L ₁₀)																																																																																																																																																																			
1	亀山市川崎町 A	昼間	45																																																																																																																																																																			
		夜間	44																																																																																																																																																																			
2	亀山市川崎町 B	昼間	39																																																																																																																																																																			
		夜間	38																																																																																																																																																																			
3	亀山市川崎町 C	昼間	39																																																																																																																																																																			
		夜間	38																																																																																																																																																																			
4	亀山市田村町	昼間	38																																																																																																																																																																			
		夜間	37																																																																																																																																																																			
5	鈴鹿市西富田町	昼間	33																																																																																																																																																																			
		夜間	32																																																																																																																																																																			
6	鈴鹿市中富田町	昼間	44																																																																																																																																																																			
		夜間	42																																																																																																																																																																			
7	鈴鹿市津賀町	昼間	32																																																																																																																																																																			
		夜間	30																																																																																																																																																																			
8	鈴鹿市庄野町 A	昼間	44																																																																																																																																																																			
		夜間	43																																																																																																																																																																			
9	鈴鹿市庄野町 B	昼間	40																																																																																																																																																																			
		夜間	38																																																																																																																																																																			
10	鈴鹿市弓削町	昼間	35																																																																																																																																																																			
		夜間	34																																																																																																																																																																			
11	鈴鹿市野辺町	昼間	43																																																																																																																																																																			
		夜間	42																																																																																																																																																																			
番号	予測地点	時間区分	予測値 (L ₁₀)																																																																																																																																																																			
1	亀山市川崎町 A	昼間	45																																																																																																																																																																			
		夜間	44																																																																																																																																																																			
2	亀山市川崎町 B	昼間	39																																																																																																																																																																			
		夜間	38																																																																																																																																																																			
3	亀山市川崎町 C	昼間	39																																																																																																																																																																			
		夜間	38																																																																																																																																																																			
4	亀山市田村町	昼間	38																																																																																																																																																																			
		夜間	37																																																																																																																																																																			
5	鈴鹿市西富田町	昼間	33																																																																																																																																																																			
		夜間	32																																																																																																																																																																			
6	鈴鹿市中富田町	昼間	44																																																																																																																																																																			
		夜間	42																																																																																																																																																																			
7	鈴鹿市津賀町	昼間	32																																																																																																																																																																			
		夜間	30																																																																																																																																																																			
8	鈴鹿市庄野町 A	昼間	44																																																																																																																																																																			
		夜間	43																																																																																																																																																																			
9	鈴鹿市庄野町 B	昼間	40																																																																																																																																																																			
		夜間	38																																																																																																																																																																			
10	鈴鹿市弓削町	昼間	35																																																																																																																																																																			
		夜間	34																																																																																																																																																																			
11	鈴鹿市野辺町	昼間	43																																																																																																																																																																			
		夜間	42																																																																																																																																																																			
(続く)																																																																																																																																																																						

表 14-1(18) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果									
	環境要素の区分	環境要因の区分														
振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)					<p>【整合を図る基準又は目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「振動規制法施行規則」(昭和51年11月総理府令第58号、最終改正：平成27年4月20日環境省令第19号)第12条に基づく道路交通振動の限度</td> <td rowspan="2">第1種区域</td> <td>昼間</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値		「振動規制法施行規則」(昭和51年11月総理府令第58号、最終改正：平成27年4月20日環境省令第19号)第12条に基づく道路交通振動の限度	第1種区域	昼間	65	夜間	60
項目	基準値															
「振動規制法施行規則」(昭和51年11月総理府令第58号、最終改正：平成27年4月20日環境省令第19号)第12条に基づく道路交通振動の限度	第1種区域	昼間	65													
		夜間	60													

表 14-1(19) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																																													
	環境要素の区分	環境要因の区分																																																		
低周波音	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<沿道の状況>	自動車の走行に係る低周波音は、50%時間率音圧レベル(L ₅₀)は67~74dB、G特性5%時間率音圧レベル(L _{G5})は76~82dBとなります。 予測地点において、「参考となる値」以下になると予測されます。 単位：dB	予測の結果、自動車の走行に係る低周波音は、「参考となる値」以下になると予測されますが、低周波音の影響が生じることも考えられます。 このことから、自動車の走行に係る低周波音の影響について、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、「高架のジョイント削減」を可能な限り実施します。	予測手法は多数の事例解析に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていることから、効果の不確実性は小さいため事後調査は実施しません。	<回避又は低減に係る評価> 予測の結果、自動車の走行に係る低周波音は、「参考となる値」以下になると考えられます。 なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画としています。さらに、環境保全措置として高架のジョイント削減を実施します。 これらのことから、自動車の走行に係る低周波音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。 <基準との整合性に係る評価> 低周波音においては、国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていません。 予測地点における50%時間率音圧レベル(L ₅₀)は67~74dB、G特性5%時間率音圧レベル(L _{G5})は76~82dBとなり、「参考となる値」以下となります。 単位：dB																																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>住居等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀山市川崎町</td> <td>影響範囲内に住居が存在している</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿市庄野町</td> <td>影響範囲内に住居が存在している</td> </tr> </tbody> </table>					調査地点	住居等の状況	亀山市川崎町	影響範囲内に住居が存在している	鈴鹿市庄野町	影響範囲内に住居が存在している	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">予測値</th> </tr> <tr> <th>50%時間率音圧レベル(L₅₀)</th> <th>G特性5%時間率音圧レベル(L_{G5})</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀山市川崎町A</td> <td>74</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀山市川崎町B</td> <td>70</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>鈴鹿市中富田町</td> <td>70</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鈴鹿市庄野町</td> <td>67</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	予測値		50%時間率音圧レベル(L ₅₀)	G特性5%時間率音圧レベル(L _{G5})	1	亀山市川崎町A	74	82	2	亀山市川崎町B	70	77	3	鈴鹿市中富田町	70	79	4	鈴鹿市庄野町	67	76	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">予測地域</th> <th colspan="2">予測結果</th> </tr> <tr> <th>50%時間率音圧レベル(L₅₀)</th> <th>G特性5%時間率音圧レベル(L_{G5})</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀山市川崎町A</td> <td>74</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀山市川崎町B</td> <td>70</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>鈴鹿市中富田町</td> <td>70</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鈴鹿市庄野町</td> <td>67</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地域	予測結果		50%時間率音圧レベル(L ₅₀)	G特性5%時間率音圧レベル(L _{G5})	1	亀山市川崎町A	74	82	2	亀山市川崎町B	70	77	3
調査地点	住居等の状況																																																			
亀山市川崎町	影響範囲内に住居が存在している																																																			
鈴鹿市庄野町	影響範囲内に住居が存在している																																																			
番号	予測地点	予測値																																																		
		50%時間率音圧レベル(L ₅₀)	G特性5%時間率音圧レベル(L _{G5})																																																	
1	亀山市川崎町A	74	82																																																	
2	亀山市川崎町B	70	77																																																	
3	鈴鹿市中富田町	70	79																																																	
4	鈴鹿市庄野町	67	76																																																	
番号	予測地域	予測結果																																																		
		50%時間率音圧レベル(L ₅₀)	G特性5%時間率音圧レベル(L _{G5})																																																	
1	亀山市川崎町A	74	82																																																	
2	亀山市川崎町B	70	77																																																	
3	鈴鹿市中富田町	70	79																																																	
4	鈴鹿市庄野町	67	76																																																	
							【参考となる値】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>参考となる値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般環境中に存在する低周波音音圧レベル</td> <td>1~80Hzの50%時間率音圧レベルL₅₀で90dB</td> </tr> <tr> <td>ISO 7196に規定されたG特性低周波音音圧レベル</td> <td>1~20HzのG特性5%時間率音圧レベルL_{G5}で100dB</td> </tr> </tbody> </table>	項目	参考となる値	一般環境中に存在する低周波音音圧レベル	1~80Hzの50%時間率音圧レベルL ₅₀ で90dB	ISO 7196に規定されたG特性低周波音音圧レベル	1~20HzのG特性5%時間率音圧レベルL _{G5} で100dB																																							
項目	参考となる値																																																			
一般環境中に存在する低周波音音圧レベル	1~80Hzの50%時間率音圧レベルL ₅₀ で90dB																																																			
ISO 7196に規定されたG特性低周波音音圧レベル	1~20HzのG特性5%時間率音圧レベルL _{G5} で100dB																																																			

表 14-1(20) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果						
	環境要素の区分	影響要因の区分											
水質	水の濁り	工事の実施（切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）	<p><水象の状況（流量、浮遊物質量）></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度の浮遊物質量（SS）の既存資料による水質測定結果によると、浮遊物質量（SS）は全ての地点で環境基準を達成しています。平成 25 年度から平成 29 年度までの経年変化は、概ね安定した値を示しています。 平成 27 年度の現地調査による水質測定結果によると、浮遊物質量（SS）は、環境基準が設定されている鈴鹿川では、環境基準を達成しています。なお、六郷川では環境基準が設定されていないものの、一時的に 52mg/L の値が観測されています。六郷川は水田地帯に位置しているため、一時的な近傍の水田等からの流出が要因と考えられます。流量については、鈴鹿川の流量が比較的多い結果となっています。 	<p>各予測地点の集水域周辺において、濁水の発生を伴う工事として、土工（盛土）が想定されています。土工に伴う盛土面の表土が、降雨により濁水となって周辺の公共用水域に流出する可能性があると考えられますが、盛土の仮置き抑制、土工部の速やかな転圧、法面等の早期の緑化やシート張り等による裸地化の抑制等を行うことから、環境影響の程度は極めて小さいと予測されます。</p>	<p>予測の結果、工事の実施に係る水質は、盛土の仮置き抑制、土工部の速やかな転圧、法面等の早期の緑化やシート張り等による裸地化の抑制等を行うことから、環境影響の程度は極めて小さいと考えられます。</p> <p>このことから、工事の実施に係る水質に対する環境保全措置の検討は行わないこととしました。</p>	<p>予測は、工事計画を踏まえた類似事例を用いて推定する方法により定性的に実施しているため、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価></p> <p>予測の結果、工事の実施に係る水質は、盛土の仮置き抑制、土工部の速やかな転圧、法面等の早期の緑化やシート張り等による裸地化の抑制等を行うことから、環境影響の程度は極めて小さいと考えられます。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を低減するために、できる限り集落等の通過を避けた計画とし、工事施工ヤードは都市計画対象道路上を極力利用する計画としています。また、土工部や河川域内において工事を実施する場合には、濁水や土砂の流出に配慮する方針としています。</p> <p>これらのことから、切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>						
土壌に係る環境（地形及び地質）	重要な地形及び地質	<p>工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）</p>	<p><地形及び地質の概況></p> <p>「4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）」参照</p> <p><重要な地形等の分布、状態及び特性></p> <p>・重要な地形の選定結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称等</th> <th>選定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要な地形</td> <td>水沢扇状地</td> <td>すぐれた自然のうち「地形・地質・自然現象」に係るもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>・調査地域全体で耕作地や集落、道路、工場等により開発が進んでいる状況が確認されました。水沢扇状地の南端は、安楽川に沿った段丘を形成していました。段丘下部と平地との境界には水路が見られ、急崖や谷開口部には湧水が確認されました。中生代の砂岩・泥岩及び東海層群の堆積岩類の露出は、ほとんど確認されませんでした。</p> <p>・水沢扇状地の南端部または谷開口部周辺において、湧水を確認しました。一部の湧水は農業用水として利用されており、湧水がたまって湿田化した箇所も確認されました。</p> <p>・扇状地に由来する地下水は、上水道に利用されており、調査地域には水道水源地が存在します。</p>	区分	名称等	選定基準	重要な地形	水沢扇状地	すぐれた自然のうち「地形・地質・自然現象」に係るもの	<p>重要な地形である水沢扇状地は、その分布域の一部と都市計画対象道路事業実施区域が重なっており、その改変面積は約 40ha です。水沢扇状地全体（約 6,500ha）と比較すると、この改変面積はわずかであること、また都市計画対象道路事業実施区域は水沢扇状地の端部を盛土構造若しくは高架構造で通過すると想定されていることから、扇状地及びそれに付随する地下水への影響は極めて小さいと予測されます。ただし、水道水源の地下水脈は、安楽川及び鈴鹿川沿川の深度 5～30m の帯水層（砂礫層）を流れており、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に位置しているため、一部の水道水源地及びその地点の上流や下流の広範囲に渡る地下水脈の流路・水量・水質等に、橋梁下部工等の工事の実施及び道路の存在による影響が生じる可能性があります。</p>	<p>予測の結果、都市計画対象道路事業実施区域は一部の重要な地形の分布域を通過しますが、改変の程度は極めて小さいと考えられます。</p> <p>水道水源周辺の埋設物設置箇所においては、環境保全措置として、地下水の流動調査等により影響を詳細に検討し、影響が想定される場合には、適切な措置を講じます。</p>	<p>重要な地形等については、都市計画対象道路事業実施区域と分布範囲の重ね合わせ等により行っており、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</p> <p>また、地下水を利用して、地下水脈への影響が想定される場合に実施する措置については、その効果に不確実性を伴うことから事後調査実施します。事後調査の方法は、関係機関と協議し決定します。</p>	<p><回避又は低減に係る評価></p> <p>予測の結果、都市計画対象道路事業実施区域は、一部の重要な地形の分布域を通過しますが、改変の程度は極めて小さいと考えられます。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、できる限り地下水脈への影響を極力小さくするために、重要な地形（水沢扇状地）等の改変を避けた計画としています。</p> <p>上記に加え、地下水脈への橋梁下部工等の埋設物設置の選定においては、環境保全措置として、地下水の流動調査等による影響の詳細な検討を行い、関係機関と協議のうえ、水道水源の水質を保全するとともに水量を確保できるように必要な措置を講じることにより環境への影響を回避又は低減します。</p> <p>また、地下水を利用している水道水源の地下水脈への影響が想定される場合に実施する措置については、不確実性を伴うことから事後調査を実施します。</p> <p>これらのことから、重要な地形等への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>
区分	名称等	選定基準											
重要な地形	水沢扇状地	すぐれた自然のうち「地形・地質・自然現象」に係るもの											

表 14-1(21) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																			
	環境要素の区分	影響要因の区分																								
その他の環境	日照障害	土地又は工作物の存在及び供用(道路(嵩上式)の存在)	<p><土地利用の概況></p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">調査地域名</th> <th>住居等の位置</th> </tr> <tr> <td>亀山市 川崎町</td> <td>北側</td> <td>橋梁端から約70m、1階建て</td> </tr> </table> <p><地形の状況></p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">調査地域名</th> <th>住居等の位置</th> </tr> <tr> <td>亀山市 川崎町</td> <td>北側</td> <td>地形による日照障害はみられない</td> </tr> </table>	調査地域名		住居等の位置	亀山市 川崎町	北側	橋梁端から約70m、1階建て	調査地域名		住居等の位置	亀山市 川崎町	北側	地形による日照障害はみられない	<p>道路の存在に係る日照障害は、住居の存在する地点において1時間以下の日影を生じません。</p> <p>予測地点において、「参考となる値」以下になると予測されます。</p>	<p>予測の結果、道路(嵩上式)の存在に係る日照障害への影響は、参考となる値を下回り極めて小さいと考えられます。</p> <p>このことから、道路の存在に係る日照障害に対する環境保全措置は検討しないこととしました。</p>	<p>予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価></p> <p>予測の結果、道路(嵩上式)の存在に係る日照障害への影響は、参考となる値を下回り極めて小さいと考えられます。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、生活環境への影響を回避又は低減するため、できる限り集落等の通過を避けた計画としています。</p> <p>このことから、道路の存在に係る日照障害の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p> <p><基準又は目標との整合性の検討></p> <p>道路(嵩上式)の存在に係る日照障害で予測した日陰においては、国による基準又は目標は設定されていません。</p> <p>なお、参考として、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」で設定された日照障害の参考値と比較し、予測地点における道路(嵩上式)の存在に係る日照障害の予測結果は、「参考となる値」以下となります。</p> <p>【参考となる値】</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">地域又は地区</th> <th rowspan="2">階</th> <th>日陰時間</th> </tr> <tr> <td>北海道以外の区域</td> </tr> <tr> <td>第一種低層住居専用地域 又は 第二種低層住居専用地域</td> <td>一階</td> <td>四時間</td> </tr> </table>	地域又は地区	階	日陰時間	北海道以外の区域	第一種低層住居専用地域 又は 第二種低層住居専用地域	一階	四時間
			調査地域名		住居等の位置																					
亀山市 川崎町	北側	橋梁端から約70m、1階建て																								
調査地域名		住居等の位置																								
亀山市 川崎町	北側	地形による日照障害はみられない																								
地域又は地区	階	日陰時間																								
		北海道以外の区域																								
第一種低層住居専用地域 又は 第二種低層住居専用地域	一階	四時間																								

表 14-1 (22) 環境影響評価結果の概要

環境要素 の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果								
	環境要素の 区分	影響要因の 区分													
動物	重要な種及 び注目すべ き生息地	工事の実施 (建設機械 の稼働)	<p><騒音の状況> 建設機械の稼働により発生する騒音の影響を受けやすい重要な種等の生息地における騒音の状況を調査しました。調査箇所はオオタカの営巣木付近 1 箇所で、昼間 (6 時～22 時) の時間帯における測定結果は下表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>等価騒音 レベル (L_{Aeq})</th> <th>時間率騒音レ ベル (90%レン ジの上端値、 L_{A5})</th> <th>時間率騒 音レベル (最大値、 L_{Amax})</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S-1</td> <td>53dB</td> <td>55dB</td> <td>77dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>(測定日時) 平成 28 年 12 月 20、21 日</p>	地点	等価騒音 レベル (L_{Aeq})	時間率騒音レ ベル (90%レン ジの上端値、 L_{A5})	時間率騒 音レベル (最大値、 L_{Amax})	S-1	53dB	55dB	77dB	<p>建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、工事敷地境界で 82dB です。 重要な種等の生息地は、工事敷地境界から約 130m 離れていることから、距離減衰により 20dB 程度減衰すると考えられます。 建設機械の稼働によって発生した騒音は営巣地付近では約 62dB まで減衰します。参考に営巣地付近の現況騒音レベル (55dB) と合成すると、建設機械稼働時の営巣地における騒音予測値はおよそ 63dB となり、現況よりも 8dB 程度の増加 (地形等の回折を考慮しない) が予測されます。 現地調査の結果では、オオタカは周辺に存在する工場等、既存の人為的発生源の騒音に対して順応し繁殖に成功していますが、一時的に建設機械の稼働による騒音が発生することによる繁殖活動への影響の可能性があると考えられます。</p>	<p>予測の結果、建設機械の稼働により一時的に発生する騒音により、オオタカの繁殖活動への影響の可能性があると考えられます。 このことから、環境保全措置として、オオタカの繁殖状況調査、施工時期の検討を実施します。</p>	<p>環境保全措置は、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら実施しますが、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲で繁殖する可能性があるオオタカについては、工事の実施中における環境保全措置の内容をより詳細なものにするために、工事の実施前に繁殖状況調査を行います。工事の実施前の調査において、都市計画対象道路付近で営巣が確認された場合には、専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な措置を講じます。 その場合、環境保全措置の効果に不確実性が伴うことから、その効果を把握するために工事の実施中に調査を実施します。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、建設機械の稼働により一時的に発生する騒音により、オオタカの繁殖活動への影響の可能性があると考えられます。 なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全方針として、重要な動物の繁殖地への影響を回避又は低減するため、できる限りこれらを避けた計画とし、工事施工ヤード及び工事用道路は都市計画対象道路上及び既存道路を極力利用する計画としています。また、建設機械の稼働により発生する騒音による影響を低減するために低騒音型建設機械の採用を実施する方針としています。加えて、オオタカの繁殖地周辺で工事を実施する場合には繁殖への影響を回避するために、必要に応じて立ち入り防止柵の設置や作業員への教育を行うなどの配慮を行う方針としています。 上記に加え、重要な動物のうち環境影響が生ずる可能性のある種について、必要に応じた環境保全措置を講じることにより環境への影響を回避又は低減します。 また、工事の実施中における環境保全措置の内容をより詳細なものにするために、事後調査 (工事前) を実施し、繁殖状況調査の結果から繁殖活動が確認された場合には、専門家の助言及び指導を得ながら適切な措置を講じることとしています。さらに、環境保全措置対象種には、環境保全措置の効果に不確実性が伴うため、事後調査 (工事中) を実施し、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。 なお、工事中において、新たに重要な動物が確認された場合及び都市計画対象道路事業に起因した事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとします。 これらのことから、建設機械の稼働に係る動物への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>
			地点	等価騒音 レベル (L_{Aeq})	時間率騒音レ ベル (90%レン ジの上端値、 L_{A5})	時間率騒 音レベル (最大値、 L_{Amax})									
S-1	53dB	55dB	77dB												

表 14-1 (23) 環境影響評価結果の概要

環境要素 の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果
	環境要素の 区分	影響要因の 区分					
動物 (続き)	重要な種及び注目すべき生息地 (続き)	工事の実施 (工事施工 ヤード及び 工事用道路 等の設置、道 路(地表式又 は掘割式、嵩 上式)の存在)	<p><動物相の状況> 既往文献調査の結果、哺乳類 33 種、鳥類 197 種、爬虫類 15 種、両生類 19 種、魚類 95 種、クモ類及び昆虫類 6,210 種、その他無脊椎動物 140 種を確認しました。</p> <p>現地調査の結果、哺乳類 13 種、鳥類 75 種、爬虫類 13 種、両生類 6 種、魚類 32 種、クモ類及び昆虫類 1,297 種、その他無脊椎動物 45 種を確認しました。</p> <p><重要な種等の状況> 既往文献調査及び現地調査で生息が確認され、確認位置情報のある重要な種は、以下に示す 50 種です。 鳥 類：1. クイナ、2. チュウサギ、3. タゲリ、4. ケリ、5. イカルチドリ、6. コチドリ、7. コアジサシ、8. ミサゴ、9. ハチクマ、10. ハイタカ、11. オオタカ、12. サシバ、13. フクロウ、14. アオバズク、15. コチョウゲンボウ、16. ハヤブサ 爬虫類：17. ニホンイシガメ、18. ニホン スッポン 両生類：19. トノサマガエル 魚 類：20. スナヤツメ類、21. ニホンウ ナギ、22. ドジョウ、23. ホトケドジョウ、 24. ネコギギ、25. アカザ、26. ミナミメ ダカ、27. ドンコ、28. シマヒレヨシノボ リ クモ類及び昆虫類：29. ワスレナグモ、 30. キノボリトタテグモ、31. コガネグ モ、32. アオハダトンボ、33. キイロサナ エ、34. ムカシヤンマ、35. ミヤマアカネ、 36. コオイムシ、37. オオコオイムシ、38. コマダラウスバカゲロウ、39. キシタア ツバ、40. メスアカケバエ、41. コガタミ ズアブ、42. ニノミヤトビクチミギワバ エ、43. コガムシ、44. ヤマトモンシデム シ、45. トゲアリ、46. ヤマトアシナガバ チ その他無脊椎動物：47. アツブタガイ、 48. ナガオカモノアラガイ、49. ウメムラ シタラガイ、50. マツカサガイ</p>	<p><工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る影響> 対象事業の実施により重要な種の生息地や生息環境が改変される程度を予測しました。 その結果、鳥類ではオオタカ、その他無脊椎動物ではアツブタガイ、ウメムラシタラガイについて、影響を受ける可能性があるとして予測されます。</p> <p>なお、それ以外の種については、現地調査では確認されていないものの既存文献では生息の記録がある重要な種を含めて、事業の実施により重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があります、その程度はわずかであり、一般的な環境保全方針を実施することなどから、生息環境は保全されるものと予測されます。</p>	<p>予測の結果、オオタカ、アツブタガイ及びウメムラシタラガイの 3 種は都市計画対象道路事業による生息への影響があると予測されます。</p> <p>そのため、環境保全措置として、オオタカの繁殖状況調査、施工時期の検討(オオタカ)、重要な動物種の移設(アツブタガイ、ウメムラシタラガイ)を実施します。</p>	<p>環境保全措置は、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら実施しますが、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺で繁殖する可能性があるオオタカについては、工事の実施中及び供用開始後における環境保全措置の内容をより詳細なものにするために、工事の実施前に繁殖状況調査を行います。工事の実施前の調査において、都市計画対象道路付近で営巣が確認された場合には、専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な措置を講じます。</p> <p>また、移動能力の低いアツブタガイ、ウメムラシタラガイについては、工事の実施前に行う個体の移設において、工事による影響を受けない周辺の生息に適した移設箇所の選定について、専門家の指導・助言を得ながら適切な措置を講じます。</p> <p>これらの場合、環境保全措置の効果に不確実性が伴うことから、その効果を把握するための事後調査を実施します。</p> <p>なお、工事中において、新たに重要な動物が確認された場合及び都市計画対象道路事業に起因した事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとします。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、都市計画対象道路事業により、「生息環境は保全される」と予測された以外の重要な種は生息に影響があると考えられます。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全方針として、重要な動物の生息地への影響を回避又は低減するために、できる限りこれらを避けた計画とし、工事施工ヤード及び工事用道路は都市計画対象道路上及び既存道路を極力利用する計画としています。また、以下を一般的な環境保全の方針としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画対象道路供用後の排水系統は、水生生物の生息域への影響を回避又は低減するために、排水先を検討して配慮します。また、水生生物の移動阻害を回避又は低減するため、湧水や側溝、河川等の連続性に配慮します。 土工部の工事実施時は、周辺水域に生息する動物の生息環境への影響を低減するために沈砂池を設けること等により、土工部からの濁水及び土砂の流出に配慮します。 河川域内で工事を実施する場合には、河川域に生息する動物への影響を低減するために瀬替えや仮締切を行うなど、工事箇所からの濁水及び土砂の流出に配慮します。 保全対象動物の生息地近傍で工実施の場合、生息環境への影響を低減するために、必要に応じて立ち入り防止柵の設置や作業者への教育を行います。 工事用車両の運行は、動物のロードキルによる影響を低減するために、丁寧な運転を励行します。 <p>上記に加え、重要な動物のうち環境影響が生ずる可能性のある種について、必要に応じた環境保全措置を講じることにより環境への影響を回避又は低減しています。</p> <p>また、環境保全措置を適切に実施するとともに、工事の実施中等において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要のある種については、事後調査(工事前)を実施し、繁殖状況調査の結果から繁殖活動が確認された場合には、専門家の助言及び指導を得ながら適切な措置を講じることとしています。さらに、環境保全措置対象種は、環境保全措置の効果に不確実性が伴うため事後調査(工事中等)を実施し、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>なお、工事中において、新たに重要な動物が確認された場合及び都市計画対象道路事業に起因した事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>これらのことから、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路の存在に係る動物への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>

表 14-1 (24) 環境影響評価結果の概要

環境要素 の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果
	環境要素の 区分	影響要因の 区分					
植物	重要な種 及び群落	<p>工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）</p>	<p><植物相の状況> 既存文献調査により、シダ植物 214 種、裸子植物 24 種、双子葉植物 1,577 種、単子葉植物 622 種の 186 科 2,442 種の植物の生育を確認しました。</p> <p>現地調査により、シダ植物 73 種、裸子植物 6 種、双子葉植物 556 種、単子葉植物 199 種の 135 科 834 種の植物の生育を確認しました。</p> <p>また、植物群落については現地調査により 21 群落を確認しました。調査範囲で最も分布が多い植物群落は水田雑草群落で全体の約 36.1%を占めています。</p> <p>植物相は環境に対応し、樹林内の林床においては、やや湿潤な環境を好むヤワランシダ、やや照度が低い環境で生育するカクレミノが分布しています。また、林縁部では陽当たりの良い環境を好むセンニンソウや湿潤な場所を好むスイカズラが生育しています。</p> <p>水田や耕作地周囲では、湿気を好むスギナ、畦道に群生するオヘビイチゴが分布しています。また、市街地や耕作地でオオイヌノフグリ、耕作地や河川敷で一般的に見られるヨモギが分布しています。</p> <p>草地では陽当たりの良い環境を好むワラビ、草地や耕作地・路傍ではカタバミ、河原ではカナムグラ、アレチギシギシ、ノイバラ、メマツヨイグサ、湿地ではセリが分布しています。</p> <p><重要な種等の状況> 既往文献調査及び現地調査で生息が確認され、確認位置情報のある重要な種は、以下に示す 22 種です。 1. ヒメミズワラビ、2. ヤナギイノコズチ、3. コブシ、4. ニッケイ、5. ヘビノボラズ、6. ユキヤナギ、7. シバハギ、8. ミズマツバ、9. カラタチバナ、10. アサザ、11. コバノカモメヅル、12. コムラサキ、13. ミズネコノオ、14. シソクサ、15. スズメハコベ、16. カワヂシャ、17. サワシロギク、18. オグルマ、19. カキツバタ、20. ホシクサ、21. ヒメコヌカグサ、22. シラン</p>	<p>ヒメミズワラビ、シソクサ、ホシクサについては生育地の一部が改変され、改変地の一部では集中して生育していることから、生育環境は保全されない可能性があると予測されます。</p> <p>なお、それ以外の種については、現地調査では確認されていないものの既存文献では生息の記録がある重要な種を含めて、当該地域には、里山的な環境としての樹林地や水田、畑地などの耕作地など、これらの種の生育環境が分布する可能性があるため、事業の実施によりこれら重要な種の生育環境の一部が消失・縮小する可能性があります。その程度はわずかであり、一般的な環境保全方針を実施すること、周辺に同様の生育環境が広く分布することから、生育環境は保全されると予測されます。</p> <p>また、予測地域外の重要な群落の生育地については、事業の実施により消失・縮小することはないと予測されます。</p>	<p>予測の結果、ヒメミズワラビ、シソクサ及びホシクサの 3 種は都市計画対象道路事業による生育への影響があると予測されます。</p> <p>そのため、環境保全措置として、重要な植物種の移植（ヒメミズワラビ、シソクサ、ホシクサ（各種とも消失する群生地での個体群を対象））を実施します。</p>	<p>環境保全措置は、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら実施しますが、移植については、影響の低減効果に不確実性があるため、専門家の指導及び助言を得ながら、事後調査を実施します。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、都市計画対象道路事業により、「生育環境は保全される」と予測された以外の重要な種は生育に影響があると考えられます。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全方針として、重要な植物の生育地への影響を回避又は低減するためにできる限りこれらを避けた計画とし、工事施工ヤード及び工事用道路は都市計画対象道路上及び既存道路を極力利用する計画としています。また、以下を一般的な環境保全の方針としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画対象道路供用後の排水系統は、水生生物の生育域への影響を回避又は低減するために、排水先を検討して配慮します。また、水生生物の分散阻害を回避又は低減するため湧水や側溝、河川等の連続性に配慮します。 土工部の工事実施時は、周辺水域に生育する植物の生育環境への影響を低減するために沈砂池を設けること等により、土工部からの濁水及び土砂の流出に配慮します。 河川域内で工事を実施する場合には、河川域に生育する植物への影響を低減するために瀬替えや仮締切を行うなど、工事箇所からの濁水及び土砂の流出に配慮します。 保全対象植物の生育地近傍で工事実施の場合、生育環境への影響を低減するために、必要に応じて立ち入り防止柵の設置や作業者への教育を行います。 都市計画対象道路の法面等は、周囲の植生等に配慮した早期緑化をすることとし、総合対策外来種は使用しないこととします。 <p>上記に加え、重要な植物のうち環境影響が生ずる可能性のある種について、必要に応じた環境保全措置を講じることにより環境への影響を回避又は低減しています。</p> <p>また、環境保全措置を適切に実施しますが、環境保全措置の効果には不確実性を伴うため、事後調査を実施し、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p> <p>これらのことから、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路の存在に係る植物への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>

表 14-1 (25) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果
	環境要素の区分	影響要因の区分					
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	<p><動植物その他の自然環境に係る状況></p> <p>調査地域の地形は、北西及び西側に丘陵地、山地が、北及び南側に台地が広がっています。これらの台地等に挟まれるように、扇状地性低地が東西に続いています。重要な地形として、調査地域の中央に水沢扇状地が分布しています。</p> <p>調査地域の水系は、中央に鈴鹿川水系の鈴鹿川が西から東へ流下し、鈴鹿川には、加太川、安楽川、御幣川等の支川が流れ込んでいます。</p> <p>台地及び丘陵地にはコナラ群落がい範囲に分布し、その周囲にはツブラジイサカキ群落、スギーヒノキ群落などが分布しています。また水沢扇状地には茶畑等の耕作地が広がっています。このような広範囲に分布する樹林環境を生息基盤として、イノシシ、ホンダタヌキ等の中大型哺乳類、ホンドアカネズミ等の小型哺乳類、モズ、ヒバリ等その他の鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類等の陸域の多様な生物群が生息しています。</p> <p>低地部の大半は水田として利用されており、周辺には湿気を好むスギナ等が分布しています。広範囲に行動する上位種のホンドキツネ等中型哺乳類、アオサギ、セッカなどの鳥類、カエル類やヘビ等の両生類、爬虫類、用水路を利用するドジョウ、ミナミメダカ等の魚類等の開けた水田、耕作地とその付近に特徴的な生物群が生息しています。</p> <p>また、河川敷にはツルヨシ、クズ群落等が広がり、河畔林はエノキームクノキ群落から構成されています。河川の開放水域には魚類を捕食するダイサギ、カワウ等の水鳥やオイカワ等魚類、ワンド等に生息するカワニナやそれを捕食するゲンジボタル等の昆虫類等の河川環境に依存する生物群が生息しています。また、礫河原等にはコチドリやイカルチドリが営巣し、河川敷の草地や河畔林には、ホンドタヌキやライグマ等の中型哺乳類、ホオジロやヒヨドリ等の鳥類、ショウリョウバッタやワカバグモ等のクモ、昆虫類が生息しています。</p>	<p>①台地及び丘陵地の生態系</p> <p>樹林地の生態系の生息・生育基盤であるツブラジイサカキ群落、コナラ群落、タブノキ群落、スギーヒノキ群落、また、ミドリシジミの食草であるハンノキの生育環境である湿地などは、工事施工ヤード及び工事用道路は本線工事区域を主に利用すること等により、工事の実施により一部が縮小することと定められ、周辺に同様の環境は残されます。また工事による改変以外に道路の存在による新たな改変はなく、道路の存在により一部が縮小することと定められ、土工部の植栽及び同様の生息・生育基盤が周辺に広く存在するため、樹林地の生態系における動植物の種組成や食物連鎖の構成はほとんど変化しないと考えられます。</p> <p>しかしながら、オオタカについては営巣地周辺の樹林地と農地等の一部が改変されることから、工事の実施により当該ペアの繁殖環境及び主要な餌場の一部が影響を受ける可能性があると予測されます。</p> <p>また、繁殖期に営巣地周辺で工事を実施する場合、建設機械の稼働に伴う騒音・振動が発生することから、当該ペアの繁殖に影響を及ぼす可能性があると予測されます。</p> <p>樹林帯から水域、畑地等への比較的広域の移動が見られるホンドアカネズミなどは生息域を土工で通過するため、移動経路の阻害によりロードキルが発生する可能性があるとして予測されます。</p>	<p>予測の結果、以下の注目種・群集に影響があると予測されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台地及び丘陵地の生態系 上位性：オオタカ 典型性：ホンドアカネズミ ・低地の生態系 上位性：オオタカ、ホンドキツネ 典型性：ヘイケボタル、ゲンジボタル ・河川の生態系 上位性：イタチ類 <p>そのため、環境保全措置として、オオタカの繁殖状況調査、施工時期の検討（オオタカ）、照明器具の改良（ルーバー付照明器具等の採用、照明設置高の配慮等）（ヘイケボタル、ゲンジボタル）、移動経路の確保（ホンドアカネズミ、ホンドキツネ、イタチ類）を実施します。</p>	<p>環境保全措置は、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら実施しますが、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲で繁殖する可能性があるオオタカについては、工事の実施中及び供用開始後における環境保全措置の内容をより詳細なものにするために、工事の実施前に繁殖状況調査を行います。工事の実施前の調査において、都市計画対象道路付近で営巣が確認された場合には、専門家の指導・助言を得て必要に応じて適切な措置を講じます。また、動物の移動阻害等の影響の回避・低減のために環境保全措置としてボックスカルバート等を設置します。</p> <p>これらの場合、環境保全措置の効果に不確実性が伴うことから、その効果を把握するために工事の実施中及び供用後に調査を実施します。</p>	<p><回避又は低減に係る評価></p> <p>予測の結果、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に生息または生育し、「生息環境は保全される」もしくは「生育環境は保全される」と予測された以外の注目種・群集は生息もしくは生育に影響があると考えられます。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全方針として、注目種・群集の生息・生育地への影響を回避又は低減するためにできる限りこれらを避けた計画とし、工事施工ヤード及び工事用道路は都市計画対象道路上及び既存道路を極力利用する計画としています。また、以下を一般的な環境保全の方針としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土工部の工事実施時は、周辺水域に生息・生育する動物・植物の生息・生育環境への影響を低減するために沈砂池を設けること等により、土工部からの濁水及び土砂の流出に配慮します。 ・河川域内で工事を実施する場合には、河川域に生息・生育する動物・植物への影響を低減するために瀬替えや仮締切を行うなど、工事箇所からの濁水及び土砂の流出に配慮します。 ・保全対象生物の生息・生育地近傍で工事を実施する場合、生息・生育環境への影響を低減するために、必要に応じて立ち入り防止柵の設置や作業員への教育を行います。 ・工事用車両の運行は、動物のロードキルによる影響を低減するために、丁寧な運転を励行します。 ・都市計画対象道路供用後の排水系統は、水生生物の生息・生育域への影響を回避又は低減するために、排水先を検討して配慮します。また、水生生物の移動阻害を回避又は低減するため、湧水や側溝、河川等の連続性に配慮します。 ・都市計画対象道路の法面等は、周囲の植生等に配慮した早期緑化をすることとし、総合対策外来種は使用しないこととします。 <p>上記に加え、生態系の注目種・群集のうち環境影響が生じる可能性のある種について、必要に応じた環境保全措置を講じることにより環境影響を回避又は低減しています。</p> <p>また、環境保全措置を適切に実施するとともに、工事の実施中及び供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要のある種については、事後調査（工事中等）を実施し、繁殖状況調査の結果から繁殖活動が確認された場合には、専門家の指導及び助言を得ながら適切な措置を講じることとしています。さらに、環境保全措置の効果に不確実性を伴うため事後調査（工事中等）を実施し、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしています。</p>
		土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)					

表 14-1 (26) 環境影響評価結果の概要

環境要素 の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果
	環境要素の 区分	影響要因の 区分					
生態系	地域を特徴 づける生態 系	<p>工事の実施 (工事施工 ヤード及び 工事用道路 等の設置)</p> <p>土地又は工 作物の存在 及び供用(道 路(地表式又 は掘割式、嵩 上式)の存在)</p>	<p>その他、樹林地内の一部にはため池 があり、これら水域を生育基盤とする アサザ等が生育しています。また台地 及び丘陵地の一部には湧水等があり、 これら水域を生息基盤とするホトケド ジョウ等の水生生物が生息していま す。また、樹林地の一部には、ハンノ キを食草とするミドリシジミ等、特定 の植物に依存する生物群が生息してい ます。</p> <p><地域を特徴づける生態系の注目種・ 群集の状況> 地域を特徴づける生態系として、「台 地・丘陵地の生態系」「低地の生態系」 「河川の生態系」の3つに区分しまし た。 「台地・丘陵地の生態系」としては、 上位性を示す種としては、オオタカ、 ツミ等があげられ、これらの種は樹林 地を繁殖や採餌の場として広く利用し ています。 典型性を示す種としては、樹林地を 構成する種として、ツブラジイ、サカ キ、コナラ等があげられ、これら樹林 地を主な生息基盤とするオオタカ、フ クロウ、ホンドアカネズミ、ホトケド ジョウ、ミドリシジミ等が広く生息し ています。 「低地の生態系」としては、上位性 を示す種としては、オオタカ、ホンド キツネ等があげられ、これらの種は水 田を採餌の場として広く利用していま す。 典型性を示す種としては、ヘイケボ タル、ゲンジボタル、トノサマガエル、 ニホンイシガメがあげられ、これら水 田を主な生息基盤として広く生息して います。 「河川の生態系」としては、上位性 を示す種としては、トビ、イタチ類等 があげられ、これらの種は河川、河川 周辺の裸地、草地、樹林地を繁殖や採 餌の場として広く利用しています。 典型性を示す種としては、樹林地を 構成する種として、エノキ、ムクノキ、 草地を構成する種としてツルヨシ、ク ズ等があげられ、これら樹林地、草地 等を主な生息基盤とするイカルチド リ、ショウリョウバッタ等が広く生息 しています。</p>	<p>また、ヘイケボタル、ゲンジボタルにつ いては道路照明を設置する場合、設置位置・種 類・構造によっては、道路外に光が漏れるこ とから、道路の存在が本種の生息環境に影響 を及ぼす可能性があるとして予測されます。</p> <p>③河川の生態系 河川の生態系における生息・生育基盤であ る開放水域、自然裸地、ツルヨシ群落、クズ 群落、エノキムクノキ群落には、ネズミ類・ 小型鳥類・両生類・昆虫類などの小動物など が豊富です。 河川の生態系の生息・生育基盤である開放 水域、自然裸地、ツルヨシ群落、クズ群落、 エノキムクノキ群落は、工事施工ヤード及 び工事用道路は本線工事区域を主に利用する こと等により、工事の実施により一部が縮小 するにとどめられ、周辺に同様の環境は残さ れます。また、工事中の排水等も十分配慮し た計画とするため、河川の生態系における動 植物の種組成や食物連鎖の構成はほとんど変 化しないと考えられます。さらに、工事の実 施による改変以外に道路の存在による新たな 改変はなく、一部が縮小するにとどめられ、 周辺に同様の環境は多く残されます。しかし ながら、広域に移動する樹林帯から水域、畑 地等への移動が見られるイタチ類などは生息 域を土工で通過するため、移動経路の阻害に よりロードキルが発生する可能性があるとして 予測されます。</p>			<p>動物の移動阻害等の影響の回避・低減のために環 境保全措置として実施するボックスカルバート等 の設置については、ボックスカルバート等の適切な 配置に不確実性があるため、事後調査を実施しま す。 これらのことから、工事施工ヤード及び工事用道 路等の設置、道路の存在に係る生態系への影響は、 事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は 低減されているものと評価します。</p>

表 14-1 (27) 環境影響評価結果の概要

環境要素 の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果		
	環境要素の 区分	影響要因の 区分							
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	主要な眺望点		<p><主要な眺望点及び景観資源の改変の程度> 全ての主要な眺望点は事業の実施による改変はなく、影響はないと予測されます。 都市計画道路対象事業実施区域の一部を横断する景観資源の水沢扇状地及び鈴鹿川は、対象道路が出現するため、景観資源の一部が改変されます。</p> <p><主要な眺望景観の変化の程度> ア 鈴鹿川河川緑地 都市計画対象道路事業の実施により、都市計画対象道路の橋梁が出現するため、水平角度に対して眺望景観に変化が生じます。</p> <p>イ 鈴鹿川サイクリングロード 都市計画対象道路事業の実施により、都市計画対象道路の橋梁が出現しますが、変化の程度は小さいと考えられます。</p> <p>ウ 鈴鹿市役所・15階展望ロビー 都市計画対象道路事業の実施により、都市計画対象道路の盛土等が出現しますが、変化の程度は小さいと考えられます</p> <p>エ 能褒野橋 都市計画対象道路事業の実施により、都市計画対象道路及びその盛土法面等が出現するため、水平角度に対して眺望景観に変化が生じます。なお、主要な景観資源である鈴鹿山脈の稜線の連続性は都市計画対象道路により乱されません。</p> <p>オ 太田地区安楽川堤防 都市計画対象道路事業の実施により、都市計画対象道路及びその盛土が出現しますが、変化の程度は小さいと考えられます。</p>	<p>予測の結果、道路の存在により景観資源の水沢扇状地及び鈴鹿川は一部に改変が生じ、鈴鹿川河川緑地及び能褒野橋からの眺望景観は変化が生じると予測されます。その他の主要な眺望点及び主要な眺望環境は大きな変化は生じないと予測されます。</p> <p>このことから、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、「橋梁の形式、デザイン、色彩の検討」及び「法面の緑化」を実施します。</p>	<p>予測は、都市計画対象道路事業実施区域と眺望点及び景観資源の分布範囲の重ね合わせやフォトモンタージュの作成等、実績のある方法により行っており、予測の不確実性は小さいと考えます。</p> <p>また、採用した環境保全措置についても、実施事例等により、効果の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、道路の存在により景観資源の水沢扇状地及び鈴鹿川は一部に改変が生じ、鈴鹿川河川緑地及び能褒野橋からの眺望景観は変化が生じると予測されます。その他の主要な眺望点及び主要な眺望環境は大きな変化は生じないと予測されます。</p> <p>都市計画対象道路及びそれに付随する構造物等は、一般的な環境保全の方針として、周辺環境に調和するよう工夫し良好な景観の形成に努め、周囲の植生等に配慮した早期緑化をする方針としています。</p> <p>また、鈴鹿市では「鈴鹿市景観づくり条例」及び「鈴鹿市景観規則」、亀山市では「亀山市景観条例」及び「亀山市景観規則」が策定されていますので、都市計画対象道路事業の実施にあたっては、これらの条例等に配慮することとしています。</p> <p>さらに、環境保全措置として橋梁の形式、デザイン、色彩の検討及び法面の緑化を実施します。</p> <p>これらのことから、道路の存在に係る景観の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>	
			眺望点	実施区域 までの 距離					主要な視 方向・視対 象
			鈴鹿フラ ワーパー ク	2.0 km					鈴鹿山脈、 水沢扇状 地
			鈴鹿川 河川緑地	300 m					鈴鹿山脈、 水沢扇状 地
			鈴鹿川サ イクリン グロード	800 m					鈴鹿山脈、 水沢扇状 地
			鈴鹿市役 所・15階展 望ロビー	2.2 km					鈴鹿山脈
			能褒野橋	0 m					鈴鹿山脈
			太田地区 安楽川堤 防	100 m					鈴鹿山脈、 水沢扇状 地
			景観資源の状況						
			景観資源						実施区域 までの 距離
			金生水沼沢植 物群落	湿原					2.0 km
			水沢扇状地	河川					0.0 km
			鈴鹿川						0.0 km
			伊勢の海県立 自然公園	海岸					4.3 km
			鈴鹿フラワー パーク	植物					2.0 km
亀山公園	3.9 km								
深溝神明社の シャクナゲ	3.9 km								
桜の森公園	4.5 km								
鈴鹿青少年の 森	3.1 km								
亀山城の桜	3.8 km								
鈴鹿山脈	山岳	10.9 km (鈴鹿峠～ 亀山 JCT)							

表 14-1 (28) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果			環境保全措置	事後調査	評価結果									
	環境要素の区分	影響要因の区分		名称	鈴鹿川河川緑地	鈴鹿川サイクリングロード												
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	<p><人と自然との触れ合いの活動の場の概況> 第4章「都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況(地域特性)」参照</p> <p><主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況></p> <table border="1" data-bbox="608 546 1023 1092"> <tr> <th>名称</th> <th>鈴鹿川河川緑地</th> <th>鈴鹿川サイクリングロード</th> </tr> <tr> <td>利用の状況</td> <td>主に周辺住民の散歩、各種スポーツ等に利用されている。スポーツ大会も開催される。</td> <td>サイクリングの場として利用されている。</td> </tr> <tr> <td>利用環境の状況</td> <td>主に、野球場、運動広場、テニスコート、芝生広場等が利用されている。</td> <td>冬季・秋季調査時は護岸工事実施のため、河川緑地より東側は通行止め。</td> </tr> </table>	名称	鈴鹿川河川緑地	鈴鹿川サイクリングロード	利用の状況	主に周辺住民の散歩、各種スポーツ等に利用されている。スポーツ大会も開催される。	サイクリングの場として利用されている。	利用環境の状況	主に、野球場、運動広場、テニスコート、芝生広場等が利用されている。	冬季・秋季調査時は護岸工事実施のため、河川緑地より東側は通行止め。	<p>名称</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変</p> <p>利用性の変化</p> <p>快適性の変化</p>	<p>鈴鹿川河川緑地</p> <p>上空を橋梁により通過する予定であるため、鈴鹿川河川緑地の改変は生じないと予測されます。</p> <p>上空を橋梁により通過する予定であるため、利用性の変化は生じないと予測されます。また、近傍の既存道路は都市計画対象道路により改変されないため、主要な人と自然との触れ合い活動の場への到達時間及び距離の変化は生じないと予測されます。</p> <p>都市計画対象道路が鈴鹿川河川緑地と交差する箇所では、橋梁の出現により上空の風景に変化が生じると予測されます。なお、現状では日陰を形成する樹木及び施設がない箇所に日陰を形成する橋梁ができません。</p>	<p>鈴鹿川サイクリングロード</p> <p>最も近接する箇所で約200m離れた地域を通過する予定であるため、鈴鹿川サイクリングロードの改変は生じないと予測されます。</p> <p>最も近接する箇所で約200m離れた地域を通過する予定であるため、鈴鹿川サイクリングロードが分断されないことから利用性の変化は生じないと予測されます。また、近傍の既存道路は都市計画対象道路により改変されないため、主要な人と自然との触れ合い活動の場への到達時間及び距離の変化は生じないと予測されます。</p> <p>最も近接する箇所で約200m離れた地域を通過することから、利用者の快適性の変化は生じないと予測されます。</p>	<p>予測の結果、道路の存在により主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源は改変されず、利用性及び鈴鹿川サイクリングロードの快適性はほとんど変化しないと予測されます。しかし、道路の存在により、鈴鹿川河川緑地の快適性に変化が生じると予測されます。</p> <p>このことから、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、「橋梁の形式や道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」を実施します。環境保全措置の具体化に当たっては、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえた検討を行います。</p>	<p>予測は、都市計画対象道路事業実施区域と人と自然との触れ合いの活動の場の分布範囲の重ね合わせにより行っており、予測の不確実性は小さいと考えます。</p> <p>また、採用した環境保全措置についても、実施事例等により、効果の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価></p> <p>予測の結果、道路の存在により主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源は改変されず、利用性及び鈴鹿川サイクリングロードの快適性はほとんど変化しないと予測されます。しかし、道路の存在により鈴鹿川河川緑地の快適性に変化が生じると予測されます。</p> <p>都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、構造物は周辺環境に調和するよう工夫し良好な景観の形成に努めるとともに、人と自然との触れ合いの活動の場やその活動の保全に努める方針としています。さらに、環境保全措置として橋梁の形式や道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を実施します。環境保全措置の具体化に当たっては、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえた検討を行い、利用者への影響低減に努めます。</p> <p>これらのことから、道路の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>
				名称	鈴鹿川河川緑地	鈴鹿川サイクリングロード												
				利用の状況	主に周辺住民の散歩、各種スポーツ等に利用されている。スポーツ大会も開催される。	サイクリングの場として利用されている。												
				利用環境の状況	主に、野球場、運動広場、テニスコート、芝生広場等が利用されている。	冬季・秋季調査時は護岸工事実施のため、河川緑地より東側は通行止め。												

表 14-1 (29) 環境影響評価結果の概要

環境要素の大区分	項目		調査結果概要	予測結果	環境保全措置	事後調査	評価結果																											
	環境要素の区分	影響要因の区分																																
歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	<p><歴史的文化的な遺産の概況> 第4章「都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）」参照</p> <p><史跡、名勝、天然記念物等の分布> 都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から500mの範囲内の史跡、名勝、天然記念物</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>都市計画対象道路事業実施区域との位置関係</th> </tr> <tr> <td>伊勢国府跡</td> <td>分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。</td> </tr> <tr> <td>峯城跡</td> <td>分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。</td> </tr> <tr> <td>庄野宿・旧小林家住宅</td> <td>分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。</td> </tr> <tr> <td>能褒野王塚古墳</td> <td>分布範囲の多くが都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。</td> </tr> </table> <p><埋蔵文化財包蔵地の分布> 都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から500mの範囲内にある埋蔵文化財包蔵地として、亀山市で21箇所、鈴鹿市で25箇所（うち1箇所は両市にまたがる）が確認されました。</p>	名称	都市計画対象道路事業実施区域との位置関係	伊勢国府跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。	峯城跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。	庄野宿・旧小林家住宅	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。	能褒野王塚古墳	分布範囲の多くが都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。	<p><史跡、名勝、天然記念物等></p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">予測結果</th> </tr> <tr> <th>工事の実施中</th> <th>道路の存在</th> </tr> <tr> <td>伊勢国府跡</td> <td>アクセスに影響は生じない。</td> <td>変更は生じない。</td> </tr> <tr> <td>峯城跡</td> <td>アクセスに影響は生じない。</td> <td>変更は生じない。</td> </tr> <tr> <td>庄野宿・旧小林家住宅</td> <td>アクセスに影響は生じない。</td> <td>眺望景観の変化の程度は小さい。</td> </tr> <tr> <td>能褒野王塚古墳</td> <td>アクセスに影響は生じない。</td> <td>都市計画対象道路の平面計画は古墳を避けた計画とし、変更は生じない。</td> </tr> </table> <p><埋蔵文化財包蔵地> 埋蔵文化財包蔵地である「北山城跡」、「網中遺跡」、「落山城跡」、「長者屋敷遺跡・長者屋敷南遺跡・矢下3号墳」、「北蟻越遺跡」、「津賀平遺跡」、「野辺遺跡」の7箇所では、それぞれの一部が都市計画対象道路の平面計画（変更区域）に含まれることから、工事の実施及び道路の存在による影響が生じる可能性があります。</p>	名称	予測結果		工事の実施中	道路の存在	伊勢国府跡	アクセスに影響は生じない。	変更は生じない。	峯城跡	アクセスに影響は生じない。	変更は生じない。	庄野宿・旧小林家住宅	アクセスに影響は生じない。	眺望景観の変化の程度は小さい。	能褒野王塚古墳	アクセスに影響は生じない。	都市計画対象道路の平面計画は古墳を避けた計画とし、変更は生じない。	<p>予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳を除く史跡、名勝等は、都市計画対象道路事業実施区域から離れていることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。また、都市計画対象道路事業実施区域内に含まれる能褒野王塚古墳は、一般的な環境保全の方針として、都市計画対象道路の平面計画は古墳を避けた計画とすることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地のうち、一部が都市計画対象道路の平面計画（変更区域）に含まれる北山城跡、網中遺跡、北蟻越遺跡等の7箇所は、埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号）の規定に基づき対処し、発掘調査により影響の詳細な検討を行い、影響が想定される場合には、適切な措置を講じます。</p>	<p>予測は、都市計画対象道路事業実施区域と歴史的文化的な遺産の分布範囲の重ね合わせにより行っており、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳を除く史跡、名勝等は、都市計画対象道路事業実施区域から離れていることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと考えられます。また、都市計画対象道路事業実施区域内に含まれる能褒野王塚古墳は、一般的な環境保全の方針として、都市計画対象道路の平面計画は古墳を避けた計画とすることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと考えられます。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地のうち、一部が都市計画対象道路の平面計画（変更区域）に含まれる北山城跡等の7箇所は、埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号）の規定に基づき対処することとし、必要に応じて環境保全措置を実施します。</p> <p>なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、歴史的文化的な遺産への影響を回避又は低減するために、できる限り史跡等の通過を避けた計画としています。また、工事中に埋蔵文化財等が発見された場合は、事前の届出を含め、「文化財保護法」の規定に基づき対処する方針としています。</p> <p>これらのことから、工事の実施及び道路の存在に係る歴史的文化的な遺産の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>
		名称		都市計画対象道路事業実施区域との位置関係																														
伊勢国府跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。																																	
峯城跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。																																	
庄野宿・旧小林家住宅	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。																																	
能褒野王塚古墳	分布範囲の多くが都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。																																	
名称	予測結果																																	
	工事の実施中	道路の存在																																
伊勢国府跡	アクセスに影響は生じない。	変更は生じない。																																
峯城跡	アクセスに影響は生じない。	変更は生じない。																																
庄野宿・旧小林家住宅	アクセスに影響は生じない。	眺望景観の変化の程度は小さい。																																
能褒野王塚古墳	アクセスに影響は生じない。	都市計画対象道路の平面計画は古墳を避けた計画とし、変更は生じない。																																
土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	<p><産業廃棄物処理施設の状況></p> <table border="1"> <tr> <th>市町村名</th> <th>中間処理施設</th> <th>最終処分施設</th> </tr> <tr> <td>鈴鹿市</td> <td>20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>亀山市</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> </table>	市町村名	中間処理施設	最終処分施設	鈴鹿市	20	1	亀山市	6	0	<p>本事業で発生すると予測される建設発生土は約4.4万地山m³であり、全てを都市計画対象道路事業実施区域内の路体盛土として再利用する計画としています。</p> <table border="1"> <tr> <th>工事等に伴い発生する量</th> <th>都市計画対象道路事業実施区域での利用量</th> <th>都市計画対象道路事業実施区域外に搬出する量</th> </tr> <tr> <td>土工（地山m³）</td> <td>土工（地山m³）</td> <td>建設発生土量（地山m³）</td> </tr> <tr> <td>43,547</td> <td>43,547（100.0%）</td> <td>0（0.0%）</td> </tr> </table>	工事等に伴い発生する量	都市計画対象道路事業実施区域での利用量	都市計画対象道路事業実施区域外に搬出する量	土工（地山m ³ ）	土工（地山m ³ ）	建設発生土量（地山m ³ ）	43,547	43,547（100.0%）	0（0.0%）	<p>予測の結果、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事の実施により建設発生土が発生しますが、全てを都市計画対象道路事業実施区域内の路体盛土として再利用する計画としているため、影響は極めて小さいと考えられます。</p> <p>このことから、切土工等又は既存の工作物の除去による廃棄物等に対する環境保全措置は検討しないこととしました。</p>	<p>予測は、都市計画対象道路事業の実施に伴う建設副産物の発生量について定量的に予測しており、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事の実施により建設発生土が発生しますが、全てを都市計画対象道路事業実施区域内の路体盛土として再利用する計画としているため、影響は極めて小さいと考えられます。</p> <p>なお、建設工事に伴う副産物は、一般的な環境保全の方針として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に基づき再利用に努めるとともに適正に処理する計画としています。また、建設廃棄物の処理に当たっては、種類別の分別を徹底することにより減量化に努め、再利用可能なものについては積極的に再利用を図り、再資源化又は有価物としての使用に努め、再利用不可能なものについては適正に処理・処分する方針としています。工事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理します。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺的生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減します。</p> <p>これらのことから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>											
市町村名	中間処理施設	最終処分施設																																
鈴鹿市	20	1																																
亀山市	6	0																																
工事等に伴い発生する量	都市計画対象道路事業実施区域での利用量	都市計画対象道路事業実施区域外に搬出する量																																
土工（地山m ³ ）	土工（地山m ³ ）	建設発生土量（地山m ³ ）																																
43,547	43,547（100.0%）	0（0.0%）																																
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）	<p><産業廃棄物処理施設の状況></p> <table border="1"> <tr> <th>市町村名</th> <th>中間処理施設</th> <th>最終処分施設</th> </tr> <tr> <td>鈴鹿市</td> <td>20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>亀山市</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> </table>	市町村名	中間処理施設	最終処分施設	鈴鹿市	20	1	亀山市	6	0	<p>本事業で発生すると予測される建設発生土は約4.4万地山m³であり、全てを都市計画対象道路事業実施区域内の路体盛土として再利用する計画としています。</p> <table border="1"> <tr> <th>工事等に伴い発生する量</th> <th>都市計画対象道路事業実施区域での利用量</th> <th>都市計画対象道路事業実施区域外に搬出する量</th> </tr> <tr> <td>土工（地山m³）</td> <td>土工（地山m³）</td> <td>建設発生土量（地山m³）</td> </tr> <tr> <td>43,547</td> <td>43,547（100.0%）</td> <td>0（0.0%）</td> </tr> </table>	工事等に伴い発生する量	都市計画対象道路事業実施区域での利用量	都市計画対象道路事業実施区域外に搬出する量	土工（地山m ³ ）	土工（地山m ³ ）	建設発生土量（地山m ³ ）	43,547	43,547（100.0%）	0（0.0%）	<p>予測の結果、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事の実施により建設発生土が発生しますが、全てを都市計画対象道路事業実施区域内の路体盛土として再利用する計画としているため、影響は極めて小さいと考えられます。</p> <p>このことから、切土工等又は既存の工作物の除去による廃棄物等に対する環境保全措置は検討しないこととしました。</p>	<p>予測は、都市計画対象道路事業の実施に伴う建設副産物の発生量について定量的に予測しており、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。</p>	<p><回避又は低減に係る評価> 予測の結果、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事の実施により建設発生土が発生しますが、全てを都市計画対象道路事業実施区域内の路体盛土として再利用する計画としているため、影響は極めて小さいと考えられます。</p> <p>なお、建設工事に伴う副産物は、一般的な環境保全の方針として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に基づき再利用に努めるとともに適正に処理する計画としています。また、建設廃棄物の処理に当たっては、種類別の分別を徹底することにより減量化に努め、再利用可能なものについては積極的に再利用を図り、再資源化又は有価物としての使用に努め、再利用不可能なものについては適正に処理・処分する方針としています。工事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理します。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺的生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減します。</p> <p>これらのことから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>									
市町村名	中間処理施設	最終処分施設																																
鈴鹿市	20	1																																
亀山市	6	0																																
工事等に伴い発生する量	都市計画対象道路事業実施区域での利用量	都市計画対象道路事業実施区域外に搬出する量																																
土工（地山m ³ ）	土工（地山m ³ ）	建設発生土量（地山m ³ ）																																
43,547	43,547（100.0%）	0（0.0%）																																